

大阪市教育振興基本計画改訂（素案）のパブリック・コメント手続で寄せられたご意見の要旨と本市の考え方			
通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方	
1	「これまでの成果と課題」など	ウェルビーイングというキーワードが教育振興基本計画の中でよく出でています。ハッピーとのちがいは何か。そのとき、ウェルビーイングが表す幸せのカタチは誰が決めるのかを明らかにしてほしいです。例えば、子どものウェルビーイングであれば、幸せのカタチを決めるのは子どもなのか、大人なのかということです。文章からは大人が子どもの幸せのカタチを決め、子どもがそのカタチを目標とするように感じてなりません。自分の幸せは自分で決め、自分で責任を果たします。これは日本が批准している「子どもの権利条約」「子ども基本法」の理念（生徒指導提要(R4.12月改訂版 P32)）につながります。	国は教育振興基本計画によりますと、ウェルビーイングとは「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」とされており、その実現には「多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなること」を図っていくことが求められています。本市の教育振興基本計画につきましても、教育基本法第17条第2項より国の教育振興基本計画を参照することから、国の考え方に基づいております。ウェルビーイングが実現される社会は、子どもたち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子どもや地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められます。今後も国の教育振興基本計画を参照し、引き続き本市の施策を進めてまいります。
2	p.8 5つに分類された設問の数が均等でない。友達関係に関する質問が多く、先生に関する設問が1問しかない。これで%を出しても、設問の数が一番多い「友達」に関する回答が一番多くなるのは当たり前ではないですか？5つの分野それぞれに同じ数だけの設問がいるのではないかと思います。また、その他は自由記述になっているのでしょうか？設問が子供の立場に立っていないのなら、あまり意味がないように思います。 p.9 勉強ができない前提の設問しかない。「授業がつまらない」「授業が簡単すぎる」などがあっても良いのではないかと思います。いずれにしても、その他の中に埋もれる意見を無視しては、誰一人取り残さないとはならないので、しっかり意見を吸い上げて欲しいと思います。	児童生徒による「教育振興基本計画に係るアンケート」における設問数は「あなたはどのような学校に行きたいと思いますか」、「あなたや、あなたの友だちが悩んでいる・困っていることはありますか」、「大人になった時にやりたい仕事はありますか」、「将来の自分のために学校でどのような活動や取組をしたいですか」の4つとなっております。P8のグラフ1に示されているのは、「あなたはどのような学校に行きたいと思いますか」に対する回答の割合であり、その回答を5つに分類したものがグラフ2です。また、グラフ1の回答の「その他」につきましては、自由記述として直接入力し回答できる形になっており、記述の回答につきましてはグラフ2の分類に入れております。記述の回答の中には、ご指摘の回答と同様の回答もいくつございました。今回のアンケートについて頂いたご意見・ご要望も含めて、今後の教育施策の参考資料として活用し、より児童生徒の実態や思いを施策に反映できるよう努めてまいります。	
3	p.13 「子供の貧困率」これは相対的貧困、絶対的貧困、どちらでしょうか？明確にお願いします。	P13の「子どもの貧困率」とは、OECDが作成した基準に基づいて「日本の子どもの相対的貧困率」を反映した結果になります。いただきましたご意見の回答としましては、「相対的貧困」という解釈になります。	
4	教職員のアンケート結果を踏まえて、「不登校への対応」「働き方改革」について改善が具体的に示されていないことへ疑問を感じます。	本計画期間で取り組む主な内容および具体的な取組例を、「不登校への対応」につきましてはP31～P32、「働き方改革」につきましてはP59に示させていただいております。また、「不登校への対応」につきましては、大阪市HPにも掲載させていただいております。また、「働き方改革」につきましては、施策7-1で示させていただいておりますとともに、今後「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」においてさらなる具体的な取組を記載します。	
5	「不登校への対応」が最も多く、次が「働き方改革の推進」。しかもこの2項目が他の項目よりはるかに多くなっています。不登校が増え教職員が苦慮していること、長時間労働が続いていることが現れていると思われます。しかし、教育委員会の分析は他の項目とならべています。「不登校」、「働き方改革」の軽視と言わざるをえません。		

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向Ⅰ 安全・安心な教育環境の実現	
6	p.16 いじめ、不登校の原因が教職員である場合を知っています。なので教職員によるネグレクトを排除する事も書いて欲しいです。	いじめ対策及び不登校の改善に向けた支援の在り方につきましては、社会の変化を踏まえながら検討を進めるとともに、教職員に対しては、各対策にかかる取組の周知や継続的な研修の実施により、いじめの未然防止、早期発見・早期解決及び不登校の未然防止、早期発見・早期支援を行えるよう、引き続き児童生徒がSOSを発信しやすい環境と、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握し、一人一人に寄り添ったきめ細かで包括的な支援を行える環境の実現をめざしてまいります。
7	「学校安心ルール」は、児童生徒を画一的に縛り、信頼関係を損なうものです。寛容度ゼロの、厳罰主義は学校現場にはなじみません。	「学校安心ルール」は、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。 また、運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示するとともに、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。 今後においても引き続き、学校安心ルールの適切な運用により、社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めてまいります。
8	少人数学級の実現で「いじめ」「不登校」をなくすようにお願いします。	公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。 なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。 今後については引き続き、児童生徒がSOSを発信しやすい環境と、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握し、一人一人に寄り添ったきめ細かで包括的な支援を行える環境の実現をめざしてまいります。
9	【P29・31ページ】大阪市が、いじめや不登校が全国よりも多いという結果に、「なぜ?」と思われますか。仕事上たくさんの子どもたちと話す機会がありますが、「またテストやーいややー」「(小中一貫校) 大きいお兄ちゃんが怖いから昼休み運動場でえへんねん」「給食おいしない、ただ食べてるだけや」と学校への不満を話す子が多く、おもわず「学校楽しい?」と聞くと「うーん」といった感じをうけます。社会全体が抑圧的になり、過疎な競争のもとで、子どもたちは、親・友だちとの関係、テストの結果など、いろんなことを気にしながら、気遣いながら生きているように思います。抑圧的心性は、ときには外へ(いじめ、校内暴力など)ときには内へ(不登校、自殺など)と向かいます。全国とは違う大阪の「根本的な原因は何でしょうか」貧困と格差の中で、大阪市でアンケートもとったので、子どもの貧困の視点を無視せず、子どもの現状や権利に対する事実認識をしっかりと持ち、専門的な知識を持った人(非正規ではない)を増やし、すべての学校に配置、子どもも保護者も気軽に寄り話せる場が必要だと思います。基本計画にはその視点が欠けています。	本市におきましては、子どもの貧困対策事業といたしまして、【すべての子どもたちの状況を把握すること】【子どもたちを支援につなげていくこと】を目的に「大阪市こどもサポートネット」を実施しております。その中で教育と保健福祉をつなぐコーディネーター役として【こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー】を各区役所に配置しておりますが、今後においても社会の変化や学校現場の実情に鑑みながら、その適切な配置に向けて引き続き検討を進めてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
10	いじめについては、生徒指導提要(R4.12月改訂版 P121)では、「相手の人間性とその尊厳を踏みにじる『人権侵害行為』である」とあります。大阪市教育振興基本計画において、文部科学省の「生徒指導提要」の理論・考え方学びながら、それを具体化する大阪市独自の取り組みを表していく流れがいいかと思います。また、「尊厳」よりも「人権」に引き付けて論じた方が大阪市の取り組みの強さを感じます。「生徒指導提要」にある「自己指導能力」「発達支持的生徒指導」「課題予防的生徒指導」「困難課題対応的生徒指導」のような生徒指導の理論・考え方を、大阪市では具体的にどう生かしていくかを示していただきたいです。	<p>本市におけるいじめ対策の取組につきましては、本市策定の「大阪市いじめ対策基本方針（以下、「本方針」とする）」に基づき、各校において進めているところです。</p> <p>本方針の基本理念において、「いじめは、いじめを受ける子どもはもとより、いじめる側や観衆・傍観者を含め、子どもの健全な成長にとって看過できない悪影響を及ぼす深刻な問題である。いじめを受ける子どもの人権が侵害され、尊厳が損なわれるおそれのある重大な問題である。」と記載していることから、ご指摘のとおり、いじめの対応については、いじめを受けた子どもの人権が守られることが最重要であると捉え、取り組むものと認識しております。</p> <p>これを踏まえ、「生徒指導提要」における生徒指導の重層的支援構造（2軸3類4層）を捉えながら、リアクティブ（即応的・継続的）な対応として早期発見・早期対応をめざした関係諸機関等との連携による組織的な対応を引き続き進めるとともに、プロアクティブ（常態的・先行的）な対応をより丁寧に行うことによって、他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などを許すことなく、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活が送れるような風土づくりの取組の推進に努めてまいります。</p>
11	近年、いじめを原因とする痛ましい事件が報道されるなど、深刻な問題であると感じています。私の子どもたちの学校でも、情緒面に不安を抱える子どもがおり、ちょっとしたことで感情的になり、教員からの聞き取りが行われることがあります。しかし、そうした出来事が繰り返されると、周囲の子どもたちはその子との関わりを避けるようになり、それが「無視」と受け取られ、また新たなトラブルにつながるのではないかと不安を感じます。いじめとして扱う学校側も非常に難しい対応を迫られていると思います。だからこそ、学校だけに責任を負わせるのではなく、情緒面に課題のある子どもたちの居場所を、学校以外の場にも確保できるような仕組みづくりを検討していただきたいです。子どもたちが安心して過ごせる環境を、社会全体で支える仕組みが必要だと感じています。	<p>いじめの対応につきましては、本市策定の「大阪市いじめ対策基本方針」に基づき、いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先することとしております。</p> <p>加えて、ご意見にあるような二次被害の発生を生まないよう、多様な背景を持つ児童生徒に対しては、不注意や多動性、衝動性などの行動面の特性による困難さや、対人間関係、コミュニケーションに関する特性による困難さに対する個別的な配慮が必要であることも認識しております。</p> <p>また、特定の児童生徒に対する合理的な配慮を学級集団の中で提供するためには、合理的な配慮を特別視せずに、お互いを認め合い支え合う学級づくりを行うこと重要な基盤になると考えることから、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活が送れるような風土づくりの取組の推進に引き続き努めてまいります。</p>
12	いじめ対策に「学校安心ルール」は弊害をもたらします。一人一人のサインに気づくためにも、テスト対策による、競争強化をやめ、教職員の数を増やしてください。	<p>「学校安心ルール」は、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>また、運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示するとともに、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。</p> <p>教員数の増加については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後においても引き続き、学校安心ルールの適切な運用により、社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
13	<p>「学校安心ルール」は「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』」と「学校が行う措置」表にして教室に掲示されています。管理と排除、厳罰主義のゼロトレランス（寛容度ゼロ）の生徒指導です。子どもの「問題行動」には様々な背景があり、画一的な指導では信頼関係が失われ、教育指導を困難にします。学校・教職員と子ども・保護者との間に分断を持ち込み、不信が広がり、学校が混乱することは明らかであり、批判が大きく広がりました。事実、「問題行動」に対する厳しい指導を保護者が学校に求める、ルール違反を指摘されるのではないかと非常に気にする子どもがいる、他の子に「別室やー」と発言する子がいる、など様々な問題が学校現場から指摘されています。文部科学省は「生徒指導提要」を2020年12月改訂し「校則の見直し」が行われました。大阪市の「学校安心ルール」は時代遅れのルールです。</p>	<p>「学校安心ルール」は、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>また、運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示するとともに、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。</p> <p>ルールの運用にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めてまいります。</p>
14	<p>日本、世界で問題点の指摘が続いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインカジノ 小6から賭博疑い 中1を児相通告 暗号資産利用か 朝日10/8 ・デジタル教科書 安易な拡大危惧 産経9/21 ・子どものSNS規制、豪州で12月施行へ ユーチューブも規制対象に 朝日7/31 ・子の学力大幅低下 背景はゲーム・スマホ 長時間化顕著 朝日8/1 ・授業に集中できない迷惑な端末 高校性（大阪府15） 朝日7/8 <p>子どもの心と体、家庭や学校現場で起こって問題を検討する姿勢もなく、IT企業の利益拡大優先の政策に問題があります。</p>	<p>ギャンブル等依存症の予防については、発達段階に応じた若年からの啓発が重要であると認識しており、学習指導要領においては、依存症について、小学校では体育科保健領域において、喫煙・飲酒・薬物乱用など心身の健康を損なう行為を取り上げ、中学校では保健体育科保健分野において、それらの背景にある心理的要因や人間関係、社会環境について、また、依存症の危険性や予防の重要性を扱う内容について学ぶこととされています。引き続き、社会の変化に対応しながら、関係部局とも連携し取り組んでまいります。</p> <p>また、スマートフォン等をはじめ、SNS等の取扱いへの課題に対して、令和2年度より「大阪市スマホサミット」を毎年開催し、「スマホとかしこくつき合うためには」をテーマとして、各中学校の代表生徒が主体的に、自らや友人などの周囲の実態を踏まえながら、適切かつ節度ある使用について検討を進めてまいりました。</p> <p>児童生徒におけるスマホ等の取扱いへの課題については、保護者の意識醸成が必須であると考えており、これまでPTA協議会との連携により「大阪市PTAだより」においてサミット開催の記事を掲載してまいりましたが、この度、サミットの内容を踏まえた「保護者向け啓発リーフレット【インターネットとかしこくつき合うために】」を作成し、今年度当初に小中学校全児童生徒数分を学校配付いたしました。また、配付する際には懇談会や家庭訪問の場で教員から保護者に直接手渡るよう指示したところです。</p> <p>リーフレットの内容として、SNSをはじめとする児童生徒におけるスマホ等の取扱いへの対策のアドバイスや、相談や情報取得ができる機関等を記載しております。</p> <p>いただいたご意見を参考に、引き続き取組の推進に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
15	<p>「中3男子自殺、大阪市教委が「いじめ重大事態」認定 第三者委が調査」（2025年8月29日朝日）、「中3自死、いじめ45件認定 第三者委、「いじり」と捉え深刻化指摘」（5月13日朝日、2023年8月の事件について）についての記載がありません。</p> <p>子どもの現状や権利に対する事実認識が欠落しています。以下の認識が必要です。</p> <p>社会全体が抑圧的になり、過度な競争関係のもとで、子どもの人間的な成長や発達が歪められ、子どもたちは、幼児期から親の目を気にし、幼児教育の学校化がすすみ、学校では学力テストを意識し、自分のだけでなく、クラスと学校の順番を気にし、仲間はずれにならぬよう気遣う。そこでは主体的な学びの権利と自由な遊びの権利が奪われていく。またそこからくる抑圧的心性は、ときには外へ（いじめ、校内暴力など）ときには内へと向かい（不登校自殺）、自分自身の充足感（well-being）がもてず、豊かな内面を育てる自由な空間と時間と人間関係を奪われていく。貴委員会が指摘した子どもの貧困、関係性の貧困は幼児期から、ますます深化していると言わざるを得ない。</p> <p>このことは、いじめ、体罰、虐待、不登校のデータが示すものだが、政府報告にはこれらのデータが示されず、子どもの貧困の視点は無視されている。（堀尾輝久『子どもの権利条約・NGO報告書を作る会 国連子どもの権利委員会への統一報告書 日本における子ども期の貧困化 新自由主義と新国家主義のもと』2018年3月18日）</p>	<p>ご指摘の記事のうち、1つ目の事案については現在いじめ第三者委員会で調査中となります、2つ目の事案については調査が終了し、報告書が本市教育委員会に提出されております。</p> <p>個別の事案として本計画書への記載はございませんが、学校対応や教育委員会の対応等に関する第三者委員会の提言等を十分参考にし、いじめ事案における重大事態の未然防止対策の充実に積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>また、児童生徒がSOSを発信しやすい環境と、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握し、一人一人に寄り添ったきめ細かで包括的な支援を行える環境の実現をめざし、いただいたご意見を参考に検討し、引き続き取り組んでまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
16	I—2 不登校への対応 学校に行けなくなった男子を持つ親です。自分から先生にどんどん話に行く子では無いですが、そんな子は沢山いると思います。小学校入学時、かなり頑張って通学したようです。「テストがあるから〇〇までにこれを覚える」という事が、かなり本人を縛って、学校がいやになったようです。1クラスをもっと少ない人数にしてください。10人の中に入るのも難しい状況になっています。せめて20人学級ならと思います。	公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づき、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっています。 学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と併せて実施されるべきものと考えております。 なお、文部科学省においては、令和8年度から令和10年度にかけて中学校の35人学級を実現することとしており、本市としても、今後、国の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。 また、不登校対策としては、社会の変化に対応した不登校の改善に向けた支援の在り方の検討を進めるとともに、教職員に対しては、各種取組の周知や継続的な研修の実施により、不登校の未然防止・早期発見・早期支援を行えるよう取り組んでおります。 児童生徒が安心して相談や支援につながができるよう、学校全体で児童生徒の状況を把握し、一人一人に応じた支援が行える体制の充実に努めてまいります。
17	安心安全な教育環境の実現について。特に不登校児童生徒の状況について、ならびにその支援の観点から。分析がとても甘いように感じる。不登校がなぜ増えているのかという所の分析が見当たらない。文科省は、各家庭の考え方、多様な価値観というような言い方をするが、多様性という言葉を隠れ蓑に、公教育のあり方を反芻することを放棄しているように見える。この基本計画（素案）においても、「不登校が生じないような魅力ある学校づくり」とは書いているが、その要因についての分析に関する言及がない。なぜ「魅力がなくなっているのか」が問題ではないのか。なおかつ、その後すぐに「多様な学習機会の提供」とあり、これでは本質的なところから目を背けたままであろう。不登校児童生徒との交流の中で感じるのは、あまりに追い立てられるような授業に息切れしているということ。高学年には、度重なる学力テストのたびに、登校意欲を失う姿がある。日々で言えば、朝の会もなくなり、すき間を埋めるように「〇〇タイム」が増えていく。このことへのしんどさを訴える様子がある。事実、不登校が増えているという事実を真摯に受けとめ、「学校づくり」というような各校の努力に留まらない、大阪市の教育の改善を強く求める。加えて、各校でのサポートルームのような居場所の確保にはとても感謝している。ただ、気になる点が2点。①その部屋を担当する「教員」が居ないこと（外部企業への委託では事足りない）。②通常の登校へと急いで促そうとする様子 人的配置を十分に行った上で、不登校児童生徒自身が回復していく時間と安心感を十分に確保していただきたい。	不登校児童生徒の状況については、学習面や人間関係、家庭や生活の状況など複数の要因が重なり合って生じるものと考えておらず、本市では、学校・家庭・関係機関・地域が連携し、児童生徒一人一人の状況に応じた支援に努めています。 ご意見にある「各校でのサポートルーム」が校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）を指している場合には、以下のとおりです。 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）は、不登校児童生徒や、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒に対して、学校内で安心して過ごせる場を確保し、社会的自立に向けた支援を行う取組です。 設置や運営については、各校が自校の実情や施設環境を踏まえて主体的に進めており、教育委員会事務局におきましても、令和6・7年度に24校へモデル設置を行い、モデル校にはスペシャルサポートルーム支援員の配置や環境整備等を進めているところです。そこで得られた知見等を踏まえ、令和8年度以降に向けて適正な配置の在り方について検討してまいります。 今後も、学校内外の関係機関との連携を図りながら、児童生徒が安心して学び、成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
18	<p>p.31 校内教育支援センターの設置について、現在、保健室、相談室、図書室、場合によっては校長室と統一されていません。また、中学校においては、NPOや元気アップなど、バラバラに運営されたり、財源も校長戦略予算、元気アップ予算など、バラバラで運営されており、こちらも統一されていません。統一できませんか？</p>	<p>校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）は、不登校児童生徒や、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒に対して、学校内で安心して過ごせる場を確保し、社会的自立に向けた支援を行う取組です。</p> <p>設置場所や運営形態につきましては、学校の規模や施設環境、既存の支援体制などが大きく異なることから、各校が自校の実情を踏まえて主体的に進めているところです。</p> <p>教育委員会事務局におきましても、その効果を検証するため、令和6・7年度に小学校・中学校の24校にモデル設置を行い、モデル校ではスペシャルサポートルーム支援員の配置や環境整備等を進めているところです。</p> <p>今後は、そこで得られた知見等を踏まえ、令和8年度以降に向けて、適正な配置や運営の在り方について検討を進めてまいります。</p> <p>引き続き、学校内外の関係機関との連携を図りながら、児童生徒が安全・安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。</p>
19	<p>楽しい学校にする 不登校が増え続けている今日、「学校が楽しい、勉強が面白い」状況を取り戻すことです。友達と協力して取り組む学校行事や、体験活動、校外学習など、楽しい、面白い学校にしていくことです。</p>	<p>不登校への対応にあたっては、児童生徒が不登校になってからの支援だけでなく、児童生徒が安心して相談や支援につながることができるよう、学校全体で児童生徒の状況を把握し、未然防止・早期発見・早期支援につなげる取組が重要であると考えています。</p> <p>本市では、体験的な学習や協働的な活動、学校行事や地域と連携した取組など、児童生徒が主体的に参加し、学ぶ楽しさを実感できる教育活動の充実に努めています。</p> <p>今後も、学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、教育活動の工夫や環境づくりに取り組んでまいります。</p>
20	<p>不登校への対応：毎年増加傾向にあり、特に低学年での不登校の増加が著しい。その原因の一因として、コロナ禍の時を経て、他人とのコミュニケーションがとりにくくなっていると思います。不登校児童生徒の居場所としての施設やフリースクール等、行政がきちんと対応してほしい。低学年の子どもを1人おいて親は仕事にも行けない状況を把握して、対策を講じて下さい。</p>	<p>不登校児童生徒の状況については、学習面や人間関係、家庭や生活の状況など、複数の要因が重なり合って生じるものと考えており、学校・家庭・関係機関が連携した支援が必要であると考えています。</p> <p>本市におきましては、学校における別室での支援に加え、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・支援を行う教育支援センターを3か所に開設し、社会的自立に向けた支援を行っています。</p> <p>また、登校支援室「なごみ」におきましては、不登校や不登校状態にある児童生徒や保護者・学校関係者とともに望ましい支援方法を考えるほか、保護者の交流支援、社会的自立に係る研修や行事の企画・運営、フリースクール等を含む官民の関係機関と情報共有を図りながら、子どもの状況に応じた切れ目のない支援を行っています。</p> <p>今後も、児童生徒や保護者の実情を踏まえながら、子どもたちが安全・安心に学び、保護者も日常生活を営む上で必要な支援が得られるよう、関係機関と連携した取組の充実に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
21	<p>不登校問題を解決するための、積極的提案が見えません。保護者の声を聞く場を持ってください。教職員にもゆとりが必要です。少人数学級で実現を。専門性のある人員の配置とともに、学力だけでなく、心の回復を見据えた施設を、行政の責任で作ってください。問題行動や虐待などを逃さないためにも人員の大幅増と、大阪の子どもの貧困の状況の深刻さをしっかり把握してほしい。</p>	<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p>
22	<p>スクールカウンセラーとなかなか相談できないと聞きます。知っている方のお子さんがいじめをきっかけに学校へ行きしぶるようになってしまったときに、なげいておられました。どうぞ、すぐ相談できるよう、毎日学校におられるよう、体制をとって下さい。</p>	<p>大阪市のスクールカウンセラーの配置につきましては、平成8年度から配置を進め、平成21年度以降は大阪市立全中学校に、令和4年度からは大阪市立全小学校・義務教育学校も配置されています。引き続き、こども青少年局と連携しながら相談支援の充実に取り組んでまいります。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> ・次の子どもの声、保護者の声を聞くべきです。 「大人の言うとおりにする場所やから行かない」、「テストのための勉強でおもんない」 「学力テスト、経年テスト、テストの日は休んでと言われているようだ。」 「4年生はみんな平均点を超えると頑張っている。（受けますか）平均点に入れますか」と子どもの前で聞かれた。悔しくて、心の傷がついたか怖くて、未だに聞いていない。 「今年の経年テストどうされますか？」新学期の初めに聞くか。 ・教員を増やすこと（養護教諭の複数配置）、スクールカウンセラーの常勤化（学校に1人）。 ・コロナ禍の「分散登校」で登校できた児童・生徒があったように、少人数学級学級を実現すべきです。 	<p>少人数学級につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、令和8年度から令和10年度にかけて、中学校の35人学級を実現することとしており、本市としても、今後、国の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>大阪市のスクールカウンセラーの配置につきましては、平成8年度から配置を進め、平成21年度以降は大阪市立全中学校に、令和4年度からは大阪市立全小学校・義務教育学校も配置されています。引き続き、こども青少年局と連携しながら相談支援の充実に取り組んでまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	I - 3 問題行動への対応	
24	生徒指導提要(R4.12月改訂版 P179)では、大人の「マルトリートメント」を問題にしています。学校では、子どもの非行の原因として、大人の過干渉・過保護・教育虐待・夫婦喧嘩などの心理的虐待が子どもの非行につながっていることを感じます。大阪市の取り組みの中に、心理学の理論・考え方を組み込んでいただきたいです。	いただいたご意見のとおり、子どもの非行については、様々な要因が複合的に絡み合って起こるものであると認識しております。 こどもサポートネットの実施により、児童虐待等の兆候や状況を適切に把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、ネグレクト等について心理学等の専門家を講師とした研修の実施により教職員の理解を深め、関係機関との連携の充実に努めております。 また、状況が厳しい児童生徒については、随時ケース会議を開くなど、地域、他部局、関係機関等との連携を充実させることにより、それぞれに応じた指導・支援を引き続き行ってまいります。
25	「学校安心ルール」を徹底するという方針に、強く反対します。個々のしんどさを抱える子どもたち。ある保護者からは、「学校の『ふつう』が狭くなっていると感じる」「寛容度が狭まっている」という声を聞きます。学校安心ルールは最たるもの。問題行動等に対するルールを先に設定するのではなく、問題行動に訴えなくても自分の意志が伝わるという安心感を子ども自身が持てるような施策を打ち出していただきたい。子どもたちは求めています。もっと先生に聞いてほしい、気づいてほしい、じっくり関わってほしい。相談できる先生がたくさん学校にいて、先生たちも隙間のないほどに詰まった授業時間に追われることなくゆったりと関われる、そんな学校になってほしいと思います。先生をふやすのが、いちばんじゃないかな。	「学校安心ルール」は、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。 また、運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示するとともに、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。 ルールの運用にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めるとともに、子どもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていくよう、いただいたご意見を参考に、引き続き適切な学校運営体制について検討してまいります。
26	既述したように「学校安心ルール」をはじめとする、小学校にも広がる管理教育の強化は改めるべきです。	「学校安心ルール」は、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。 また、運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示するとともに、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。 今後においても引き続き、学校安心ルールの適切な運用により、社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めてまいります。
27	「学校安心ルール」（ゼロトレランス）の押し付けを撤廃する 子どもたちを画一的な統制、決まりで型にはめ、それから外れるものを懲らしめ排除する「学校安心ルール」（ゼロトレランス）は、非教育的であり、直ちに止める。これは主体的対話的で深い学びの中で、個性的で豊かで創造的な21世紀の教育に、逆行するものである。	「学校安心ルール」は、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。 また、運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示するとともに、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。 今後においても引き続き、学校安心ルールの適切な運用により、社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、一人一人の多様なウェルビーイングの実現に努めてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	I - 4 児童虐待等への対応	
28	p.34 「SSW」急に略で表記されていませんか？ p.77にも略の説明がありません。ヤングケアラーを悪のように扱うのはやめて欲しいです。必ずしも悪い事だと言い切れないと思います。家族を助けているという気持ちを悪い事のように扱うのはマイクロアグレッションだと思います。	いただいたご意見のとおり、ヤングケアラーについては、家族ケアの価値を認めつつ、子どもの声をよく聞き、気持ちに寄り添う姿勢を持つことも大切であると認識しております。 これを踏まえ、こどもサポートネットの実施により、ヤングケアラーを含む児童虐待等の兆候や状況を適切に把握し、未然防止、早期発見に努めます。また、状況が厳しい児童生徒については、随時ケース会議を開くなど、地域や、区役所・福祉局・健康局・こども青少年局等の関係機関との連携を充実させることでそれぞれに応じた指導・支援を行ってまいります。 なお、スクールソーシャルワーカーの略語である「SSW」の記載について、ご意見のとおり34ページにおいて確認しましたので、「スクールソーシャルワーカー」に変更させていただきます。
29	・保護者の貧困問題を重視しなければなりません。大阪市の「実態調査報告書」では、「食費を切りつめた」31.5%、「家族旅行（日帰りを含む）ができなかった」18.7%、食事を食べない理由「用意されていない」は朝食2.7%、夕食4.7%、休日の昼食5.8%です。「前回と比較し、5歳児のいる母子世帯において、困窮度Iの割合が増加し60%を超えるなど、大幅に増加」しており、大阪市の子どもの貧困は大変な事態です。 ・就学援助受給率、生活保護受給率が低下しています。大阪市調査報告書も次の様に指摘しています。「手続きがわからなかったり、利用しにくい」も多く、「申請に困難がある群へのサポートが必要となる。」「各制度の周知を徹底するとともに、ステイグマをなくし受けやすくする工夫がさらに必要である。」	本市におきましては、子どもの貧困対策事業といたしまして、【すべての子どもたちの状況を把握すること】【子どもたちを支援につなげていくこと】を目的に「大阪市こどもサポートネット」を実施しております。その中で教育と保健福祉をつなぐコーディネーター役として【こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー】を各区役所に配置しております。 今後においても本市調査である「子どもの生活に関する実態調査報告書」の内容を踏まえながら、必要に応じた適切な支援に引き続き進めてまいります。
	I - 5 防災・減災教育の推進	
30	p.35 防災・減災の他に、国民保護法にのっとった避難訓練の実施もお願いします。	各校園においては「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を参考にして策定した「警備及び防災の計画」をもとに、避難訓練を実施しております。今後も、さらなる安全教育の充実に努めてまいります。
31	『自然災害が多発する現在において、「地域」「家庭」「学校」の連携による組織的な対応で減災効果を高め、区役所や地域をはじめとした関係機関等との連携の在り方を工夫し、学校や地域、子どもたちの実情に応じた防災・減災教育の取組をより充実させる必要があります。』という点について賛同いたします。 具体的な防災・減災教育にあたっては、日本損害保険協会において様々なコンテンツ（＊1）を用意しておりますので、その活用についてご検討いただけますと幸いです。 (＊1) ・「動画で学ぼう！ハザードマップ」：ハザードマップをもとに地域の自然災害リスクを知り、備えや対策を行うためのヒント・アドバイスをまとめたeラーニングコンテンツ。 ・「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」：災害時における家族との避難行動を計画するためのデジタルツール。 ・「ぼうさいダック」：安全・安心の「最初の第一歩（ファースト・ムーヴ）」を、子どもたちが、実際に身体を動かし、声を出して遊びながら学ぶことができる、幼児向け防災教育用カードゲーム。 ・ご参考：そんぽ防災Web 日本損害保険協会	区役所や地域と連携した防災・減災教育については、これまで各校園で工夫して取り組んでいるところです。いただきましたご意見も参考にしながら、区役所や地域と連携した防災・減災教育のさらなる充実を図ってまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	I - 6 安全教育の推進	
32	教員による子どもの身体の盗撮やSNSへの投稿への対策は？子ども守るための制度、支援を大阪市は十分ですか？	<p>教職員による児童生徒性暴力等については、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、日々、真摯に児童生徒等に向き合っている大多数の教職員や、ひいては学校教育全体の信用が毀損されることにつながることから、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づき、教職員による児童生徒性暴力等の防止のための取組を継続して実施してまいります。</p> <p>また、子どもが抱える様々な悩みを受け止めるために、1人1台学習者用端末における「相談申告機能」の搭載や、SNSを活用した相談窓口を開設しております。</p> <p>引き続き、安全・安心な教育環境の実現をめざし取り組んでまいります。</p>
33	学校統廃合により通学時間が長くなり、また大きな道路を横断、通行することにより危険箇所が増えています。通学の安全を守ってください。見守り活動にも支障が生じています。	<p>教育委員会では、学校配置の適正化にあたり、通学距離を小学校は2キロメートル以内、中学校は3キロメートル以内を基準とするとともに、通学が児童生徒の過度な負担とならないよう配慮しながら取組を進めています。</p> <p>また、通学路や通学路の安全対策については、学校再編整備計画策定後に、区担当教育次長（区長）が学校適正配置検討会議を立ち上げ、保護者や地域の皆さんからご意見を伺った上で、学校とも連携して検討をしています。さらに、開校までの間に、交通管理者である警察や道路管理者である建設局と連携しながら安全対策を実施し、開校後は「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っており、今後とも必要な取組を継続してまいります。</p>
34	<p>『児童生徒が被害者・加害者とならないため、交通ルールを遵守することや、周囲の状況に注意して通行する必要があることを、関係機関と連携し指導します。また、毎年「安全マップ」を見直し、学校や保護者、地域ボランティア等が校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、共通理解を図るとともに、「大阪市通学路安全プログラム」に基づく合同点検を通じて、交通事故やその他の事故、犯罪被害等の未然防止につなげ、児童生徒の安全・安心な教育環境の実現をめざします。』という点について賛同いたします。</p> <p>なお、児童生徒においては通学等で自転車を利用する機会が多いと思われるため、万一の事故に備える自転車保険への加入義務（大阪府自転車条例）について記載いただきたいと存じます。</p> <p>また、「安全マップ」の作成にあたっては、日本損害保険協会が提供している「ぼうさい探検隊」プログラム（＊2）をご活用いただけますと幸いです。</p> <p>（＊2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぼうさい探検隊」とは、小学生が楽しみながらまちや地域を探検し、防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを見て回り、地域安全マップにまとめる実践的な安全教育プログラム。 ・「ぼうさい探検隊」活動を推進するために、小学生が作成した地域安全マップを全国から募集し、毎年「小学生のぼうさい探検隊マップコンクール」を開催し、特に優れた作品には、賞や記念品を贈呈している。 ・ご参考：「ぼうさい探検隊」で地域安全マップを作ろう！ 日本損害保険協会 	<p>本市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒における自転車の通学につきましては、原則認めておりませんが、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しいことを背景とした道路交通法の一部改正を踏まえ、小中学生においても改正される道路交通法への理解を始め、自転車の安全利用に係る対策をさらに効果的に行う必要があると考えております。</p> <p>これまでの取組に加え、警察庁交通局作成の「自転車ルールブック」の周知など、小中学校及び義務教育学校における自転車の交通ルールの徹底を指導し、自転車のより一層の安全・安心な利用に向け、各校における交通安全教育の推進に努めてまいります。</p> <p>また、通学路の安全確保を目的とした各校における「安全マップ」の作成につきましては、いただいたご意見を参考に検討し、適切に活用してまいります。</p>
35	地域の教育力が低下し、学校が子どもや保護者の抱えるさまざまな問題に対応せざるを得ない現状があります。子ども相談センターなどの支援機関は動きが遅く、現場の負担が大きくなっています。学校と地域・行政・警察が連携して、学校と子どもの間に立つ「中間的支援施設（仮称）」の設置を検討してほしいです。未成年のスマホ利用や虐待など、学校だけでは対応できない課題に、迅速に動ける体制を整えることが必要です。	現在、「中間的支援施設（仮称）」の設置検討は行っておりませんが、社会の変化や学校現場の実情に応じながら、学校における諸課題に対する取組への支援に引き続き努めてまいります

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
36	<p>子どもの安全を 各学校園に専任の子ども安全指導員を配置します。</p>	<p>子どもたちの安全確保につきましては、「学校園における安全（防犯）対策指針」や「学校安全計画」に基づき、各校園において警察等関係機関と連携のうえ、子どもたちへの指導及び安全に関する体制の充実に努めております。 今後においてもいただいたご意見を参考に、社会の変化や学校現場の実情に鑑みながら、引き続き適切な学校園運営体制について検討してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向2 豊かな心の育成	
37	p.17 障がいがある児童、日本語ができない児童と何でも一緒にするのは、無理があると思います。互いに認め合いといいながら、大多数が一方的に理解を強要されている現状はおかしいと思います。	本市では、これまでより障がいの有無に関わらず地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本として推進しております。引き続き、障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざしてまいります。 また、全ての児童が「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育を推進しております。引き続き、日本語指導が必要な児童に対する指導・支援体制を充実させるとともに、全ての子どもたちに対する多文化共生教育を推進してまいります。
38	テスト漬けの競争主義の強化が、子どもたちの自己肯定感の低さに拍車をかけていると思います。道徳教育の推進で、子どもたちの心を縛るのはやめてください。	(テスト) 各テスト及び調査につきましては、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、児童生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。 本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。 (道徳教育) 「特別の教科 道徳」の目標は、「児童生徒の主体的な判断に基づいて道徳的実践を行い、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」とされており、今後も、子どもたちにとって必要な道徳性を養うため、様々な課題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え方、議論する道徳」を進めてまいります。
39	(同じ全国学力テストのデータ分析で) 本田由紀東大教授によれば。「自己効力感」(自信のようなもの)は、多人数の学級が多い都道府県ほど、生徒の自信は下がる傾向にあります。教室内のたくさんの生徒の中で埋もれてしまい、自分の意見や個性を発揮することが難しく、教員からきちんと見えてもらえないということが、「自己効力感」の低さにつながっていると推測されるとしています。この「自己効力感」が全国一低いのが大阪です。(宮城登『「コロナ・維新政治」禍の大坂の子どもたち』パンフレット)	「全国学力・学習状況調査」につきましては、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立て、また、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しております。 「自己効力感」の醸成につきましては、安全・安心な教育環境のもと、教科等の特質に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善及びICT環境を効果的に用いた「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたちの可能性を引き出す取組を引き続き進めてまいります。
40	p.17 「ルールを守る」 小中学校で掲げている国旗ですが、大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例を守っていない学校園を度々見かけますので、ルールを守るよう各学校園に指導して頂きたいと思います。	本市の施設における国旗の掲揚については条例に則り各学校園において国旗の掲揚を行っているところです。また国旗の適正な取扱いについても各学校園に通知を行っております。引き続き国旗の適正な取扱いについて努めてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	2－1 道徳教育の推進	
41	道徳の強化で、子どもの心を縛るのはやめてください。キャリア教育は、本当の意味で、どの子も伸ばす教育になっていないと思います。検討が必要です。	「特別の教科 道徳」の目標は、「児童生徒の主体的な判断に基づいて道徳的実践を行い、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」とされており、今後も、子どもたちにとって必要な道徳性を養うため、様々な課題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え方、議論する道徳」を進めてまいります。 また、キャリア教育につきましては、社会経済情勢が大きく、かつ、急速に変容していくことが予測される中で、子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの力で生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身に付けることを通じて、社会的・職業的自立を促す施策を進めてまいります。
42	道徳教科書の「徳目」を教える（子どもに強制する）道徳はやめ、子どもの権利、人権の国際的到達点にたった授業を行うべきです。子どもの権利条約の学習は極めて貧困です。	子どもたちが社会の様々な人権課題に対する正しい理解と認識をもてるよう、引き続き施策を進めてまいります。
	2－2 キャリア教育の推進	
43	p.40 キャリアパスポートですが、子供が学校からプリント1枚の紙を持ってきたように思います。9年間使えるような、何か、母子手帳のような形になつたら良いのではないかと思いました。茨木市や東大阪市が冊子になっていたかと思います。	キャリア・パスポートにつきましては、文部科学省の「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項」の中で、「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。」と定義づけられており、「各シートはA4版(両面使用可)に統一し、各学年での蓄積は数ページ(5枚以内)とすること」とされております。また、「キャリア・パスポート」は各地域・各学校における実態に応じ、都道府県教育委員会等、各地域・各学校で柔軟にカスタマイズされることを前提とするとされています。そのため、本市におきましてはキャリア・パスポート蓄積用としてプラスチック製のフラットファイルを小学校1年生時に配付しており、小学校から高等学校までの12年間の使用を想定しております。
44	民間企業の無批判な受け入れ、自衛隊の「職場体験」など、学校・地域での慎重な検討が必要です。	本市の教育方針に沿って協力をいただける企業や団体と連携し、職業講話や職場見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材による出前授業など、体験的な学習を実施しております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	2-3 人権を尊重する教育の推進	
45	p.41 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律では、「学校の児童、生徒又は学生の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」とある事から、大阪市内の学校園でLGBT関係の授業を行う場合は、必ず事前に保護者や地域にその内容を知らせ、反対の意見がある場合は、内容を見直すようにして下さい。また、拉致問題に関する授業を文科省通知などの通りにお願いします。	人権教育は、児童・生徒あるいは保護者、地域住民の一人一人の心の在り方に密接に関わります。一人一人の自主性を尊重するとともに、教育内容が押し付けにならないよう十分に留意する必要があります。安心して意見交流できる環境を推進していきます。 また、拉致問題を含む個別の人権課題に対応した人権教育を推進しています。
46	人権教育に、子どもの権利条約を位置づけてください。	具体的な取組例として、「児童の権利に関する条約及び子ども基本法を踏まえ、子どもの権利等の理解推進」をあげています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にし、引き続き人権を尊重する教育を推進してまいります。
47	子どもの権利条例を策定する いじめ、不登校問題などの解決のためにも、誰一人取り残さず、子どもたち一人ひとりがかけがえない人格を持ちその成長についての権利の主体者であることを明らかにした「子どもの権利条約」について、分かりやすいパンフなどを作成します。学校教育はじめ子ども達・市民への普及活動をパンフなどによります。大阪市として具体化のために「子どもの権利条例」を制定します。	
48	具体的な取組例として「児童の権利に関する条約及び踏まえ、子どもの理解促進」をあげています。子どもの権利条約の位置づけは、これまで極めて不十分であり、子どもの権利条約を教育行政の基軸に据えるべきです。	

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	2-4 インクルーシブ教育の推進	
49	インクルーシブ教育と日本語指導について、幼稚園・保育所についても充実させるべきではないか	各園におけるインクルーシブ教育の取組が充実するよう、全幼稚園教員を対象とした研修を実施し、インクルーシブ教育の推進に努めております。 なお、外国につながる就学前の幼児等には、基本的な文型等を学ぶ日本語指導ではなく、遊びや生活を通して自然に日本語に親しむことができるよう配慮しております。また、本市では、多文化共生教育相談ルームを設置し、学校関係者からの相談を受けるとともに多文化共生教育推進のため情報提供を行っています。引き続き、全学校園での多文化共生教育の推進に努めてまいります。
50	インクルーシブ教育の用語解説が間違っています。インクルーシブ教育は、障がいのある者と障がいのない者が同じ場でともに学ぶことではありません。障がいがあっても、教育一般から排除されることなく、包摂され、最大限の発達が保障されることです。場の問題ではありませんし、場の問題で済ませられるような簡単なものではありません。システムの問題、教育施策に通底する基本姿勢の問題です。あえて指摘すれば、大阪市の教育システムの流れは、問題のある子どもを、特別な困り感のある子どもを、多忙を極めた学校生活と、学力テストの振るい、異端を認めない学校安心ルールで排除していく教育システムだととても感じています。大阪の「人権教育」はどこへ行ったのか。襟を正して頂きたい。	インクルーシブ教育が場の問題のみでないことは明らかであります。本市においては、これまでも「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本とし、インクルーシブ教育システムの充実に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できるよう、小中学校及び義務教育学校の通常の学級での指導方法等の工夫や合理的配慮、通級による指導、特別支援学級における特別の教育課程での指導支援等多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えます。引き続き、人権教育の推進に努めてまいります。
51	p.42 インクルーシブ教育 互いを認め合いとありますが、大多数だけが少数を理解するよう強要される現状を維持する事には反対です。	本市では、これまでより障がいの有無に関わらず地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本として推進しております。引き続き、障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざしてまいります。
52	【通級指導教室について】本年度開設当初の定員は1名からでもよい。しっかり研究して、個別最適な「自立活動」を進めるようにと校長から指示を受けて、通級指導教室を運営して参りました。現在6名が在籍して自立活動を進めていますが、次年度からは在籍が13名以上必要であり、それに満たないときは担当者の転勤、兼務が発令されると聞いています。あまりにも性急な通達に頭を抱えています。13名以上という数字が決定された根拠は何でしょうか。次年度も引き続き通級指導教室で自立活動を継続する生徒がいます。卒業まで面倒を見たいと強く思っています。	通級による指導につきましては、令和8年度より、国の基礎定数化により対象となる児童生徒が13名を超えると教員1名が配置されることが決定されたことを踏まえ、担当教員の配置が難しくなる学校については、他都市で実施している「巡回による通級」を、本市でも令和8年度より実施してまいります。本市では、「通級による指導」の全校開設を、令和10年度まで延長し、効果検証を重ねながら円滑な拡充に向け取り組んでまいります。
53	【特別支援学級】本年度から入級するには、「手帳」が必携であるという通達があり、現場は混乱しています。その根拠は何なのでしょうか。通級指導教室の定員にしても、急激な変更は現場に混乱を来さします。	障がいのある児童生徒の特別支援学級への入級につきまして、この間事業説明会等にてお伝えしているとおり、「手帳」の有無は必要条件にしておりません。しかし、特別支援学級での特別の教育課程による学びや通級による指導における自立活動等を進めていくためには、児童生徒個々の状況を把握する必要があると考えております。学校は、医療機関への受診結果、専門機関での相談による所見等により、どのような障がい特性があるのか、どのような個別の支援が必要なのか等を把握し、一人一人に応じた個別最適な学びを提供してまいります。 通級による指導につきましては、令和8年度より、国の基礎定数化により対象となる児童生徒が13名を超えると教員1名が配置されることが決定されたことを踏まえ、担当教員の配置が難しくなる学校については、他都市で実施している「巡回による通級」を、本市でも令和8年度より実施してまいります。本市では、「通級による指導」の全校開設を、令和10年度まで延長し、効果検証を重ねながら円滑な拡充に向け取り組んでまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
54	「通級指導」による弊害を分析してください。特別支援教育に必要な条件整備が極めて不十分です。	<p>令和6年度より自校での通級による指導が受けられるよう、令和10年度にかけて、全ての小・中学校及び義務教育学校において設置を進めております。この間、自校通級設置済の小・中学校及び義務教育学校からの好事例や課題を研修等を通じて共有しています。また、課題や教員からの疑問や質問に対して、教育委員会より通級指導アドバイザーを派遣し、通級による指導を行う学校・教員を支援しております。</p> <p>引き続き、通級による指導の対象になる児童生徒の実態を把握し、学びの場の検討を行う等、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。</p> <p>なお、特別支援教育に必要な条件整備については、校長からのヒアリング等をおこして、各課と連携しながら充実に努めてまいります。</p>
55	特別支援学級の必要性が大、増やしてほしい。	
56	特別支援学級を減らし、通級による指導を増やそうとしているのは大問題です。自ら掲げてきた「インクルーシブ教育」を後退させる施策は中止すべきです。財務省・文科省による学級減（教職員減）を許してはなりません。	<p>本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本として推進しており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。</p> <p>特別支援学級の設置に関しては、各学校より提出される「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。</p>
57	インクルーシブ教育の項については、あまりに薄いなど感じる。インクルーシブ教育の本来の意味としては、全教育的な項になるはずです。仮に、特別支援教育の項ととらえなおしたとしても、大阪市の障がいのある子どもたちへの教育の蓄積はあまりに薄い。かつ、担任する先生も、決して専門的な先生とは言えず、専門性を必要とするそのお仕事を、大阪市は十分に整える気はあるのかねと言いたい。通常学級がどうしても中心となりがちな学校の中で、障がいのある子どもたちへの専門の教育をしっかりと位置づけるためには、採用・人事配置の時点から、重点を置いて最優先で決める仕組みを作る必要がある。その点についての考えを示していただきたい。もちろん、なぜか特別支援学級担任が減っている、近年の状況は意味がわからない。先生の数も中身も、しっかりしたものにしていただきたい。	<p>本市では、これまでより、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本として推進し、特別支援教育に関する実践を積みあげてまいりました。いただいたご意見を踏まえ、引き続き、各校におけるインクルーシブ教育の取組が充実するよう、教職員への研修の実施や、教育実践の蓄積・共有を通して、教職員の専門性向上に努めています。また、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き、教職員の適切な配置に努めてまいります。</p> <p>また、専門的な知識を持つ教員を採用する観点から、教員採用選考テストにおいて、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点制度を設けております。人事配置についても、定数の改善を図へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	2－5 多文化共生教育の推進	
58	海外からの来日児童への対応は増えており、プレクラスやサポート体制の整備はありがたいものの、現場では担任が日常的に多くの対応を担っています。たとえば、遠足一つ伝えるにも、ChatGPTなどを活用して文章を考え、補足し、翻訳する作業に多くの時間がかかります。このような作業は、授業の準備や他の児童への対応と並行して行う必要があり、すでに授業の進行や他の児童の学びに影響が出ています。働き方改革の趣旨に逆行していると言わざるを得ません。また、中国語センターなど専門的支援員の不足も深刻で、担任一人に負担が集中しています。この仕事が好きだからこそ、よりよく働き、子どもたちに質の高い教育を届けたいと思っています。そのためにも、サポート体制の拡充や人員配置の改善により、現場が安心して多文化・多言語児童に対応できる仕組みを整えることが急務です。	本市では、外国につながる受け入れ・共生のための教育推進事業を行い、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進について取り組んでいます。ご指摘いただいている点につきまして、今後の施策を立てる際の参考にさせていただきます。
59	「多国籍化・急増する帰国・来日した児童生徒に対して、共生支援拠点における日本語指導や適応指導、母語・母文化の保障等の支援」に取り組むとしていますが、「急増」に対して体制が極めて不十分です。	
60	最近、子どもから「中国からの転校生が増えてきた」と聞くことがあります。子どもが通う学校でも、海外からの転校生が多くなっているようです。そのような現状を踏まえると、先生方の負担も大きくなっていると思います。働き方改革の観点からも、1クラスの人数を減らすなど、子ども一人ひとりに丁寧に関われる環境づくりを進めてほしいです。しかし、今回の教育振興基本計画には、そのような教育行政の具体的な取り組みが見えにくいように感じます。	外国につながる児童生徒数が増加している状況を踏まえ、予算を拡充し、子ども一人一人に丁寧に関わる環境づくりを取り組んでまいりたいと考えております。
61	p.43 「我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに」とは書いていますが、施策目標にないので追加して下さい。施策目標にないのは、何もしないと同じですし、実際この5年を振り返ってもそう思います。平成29年度版にあった「「学校行事や「総合的な学習の時間」における日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」」を再度施策目標に追加して下さい。令和7年度までの教育振興基本計画に書いてあった大阪市教育委員会「在日外国人基本方針」は、今回この基本計画には採用しないという事で良いですか。明確に回答願います。この5年間、この指針はHPから何度も消えました。大阪市教育振興基本計画に関連する指針やパブコメ回答は、次の改正の時まで公開して置いて下さい。	令和7年度までの教育振興基本計画に大阪市教育委員会「在日外国人基本方針」につきましては、記載されておりません。なお、本計画素案における多文化共生教育の推進については、「大阪市多文化共生指針」や大阪市教育委員会「在日外国人教育基本方針」を踏まえたものとなっています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
62	基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上 ・ 3-1 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進 幼児教育の推進。「小学校への接続」を強調することではなく、一人一人の幼児にあった教育の推進を大事にしてください。また、公立幼稚園の民間移管はやめてください。	<p>幼稚園教育要領には、幼児期において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどして連携を図り、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとするとされております。しかし、それは、小学校教育の先取りをすることではなく、幼児期にふさわしい教育を行うことが最も肝心であると示しております。就学前教育カリキュラムは、それを踏まえて、改訂しております（平成31年3月）。幼児期は、その発達の過程や一人一人の子どもの育ちの理解を踏まえ、自発的な活動である遊びを通じて「知・徳・体」をバランスよく総合的に育むことにより、生きる力の基礎が培われていきます。そして、こうして培われた生きる力の基礎は、小学校以降の教育で育みたい資質・能力と結びつき、小学校以降の生活や学びの充実、さらには生涯にわたる自己発揮や自己実現へつながっていきます。就学前教育カリキュラムでは、子どもの成長の姿は多様であるため、一人一人の発達の道筋を理解し、成長の過程を受け止め、子どもに応じた援助を行うことが大切であるとしております。</p> <p>また、教師がねらいをしっかりともち、主体的に関わろうとする環境づくりや声かけなどを工夫することも重要であり、そのような働きかけを「教育的意図をもった働きかけ」として具体的に記載しております。</p> <p>加えて、遊びの中に多くの学びの芽があることを保護者や小学校等に発信することも、幼児教育の大切な役割であると考えています。今後も、さらに、就学前教育カリキュラム等に基づいた教育を推進してまいります。</p> <p>市立幼稚園については「民間において成立している事業については民間に任せること」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしておりますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針を決定していくこととしております。</p>
63	大阪市は今も幼稚園民営化（民間移管）の方針です。「新・市政改革プラン－未来へつなぐ市政改革－（令和6～9年度）」。幼稚園教諭の賃金、勤務・労働条件は小中学校教員より劣悪な状態です。	市立幼稚園につきましては「民間において成立している事業については民間に任せること」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしておりますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針を決定していくこととしております。また、幼稚園教諭を含む教職員の給与等につきましては、本市人事委員会からの勧告及び報告等の内容を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。
64	市立幼稚園の民間委託をやめる。	市立幼稚園につきましては「民間において成立している事業については民間に任せること」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしておりますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針を決定していくこととしております。
65	幼児教育の充実を掲げることは世界的流れでもあり当然ですが、未だに「市政改革プラン」で大阪市立幼稚園の民営化を方針としています。欺瞞です。許せません。市民を欺くのはやめて下さい。	市立幼稚園につきましては「民間において成立している事業については民間に任せること」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしておりますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針を決定していくこととしております。
66	幼児教育の充実を 市立幼稚園の拡充、公私・幼保の連携をすすめます。市立幼稚園の民営化は撤回します。	市立幼稚園につきましては「民間において成立している事業については民間に任せること」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしておりますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針を決定していくこととしております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上	
67	基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上について意見します。日々の教育活動全般において言語活動の充実を図ることは、A I時代を生きる子どもたちに取って大いに意味のあることと考えます。しかし、大阪市の教育の大きな方向性を定める教育振興基本計画の中で、授業として年間35時間以上総合的読解力育成の時間「小中学生からのリベラルアーツ教育」を実施すると、具体的な方法まで規定することは、現在中央教育審議会で議論されている教育課程における学校の裁量権の拡大という国の流れに真っ向から逆らうものであり、児童生徒の実態に応じた各校の指導方法の創意工夫を禁じる行政による教育課程への過干渉であり、横暴、暴挙であると考えます。振興基本計画においては、「教育活動全般を通じて言語活動の充実を図るために、教育委員会から各校に教材を提供し、その指導の充実に向けて研修会等を実施する」などの表記に留めるべきと考えます。	本市では、「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」等の言語活動を、年間35時間というカリキュラムを通して体系的に扱うことは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等の育成を組織的に図るうえで必要な取組と考え、「総合的読解力育成カリキュラム」を開発いたしました。 総合的読解力育成の時間（「小中学生からのリベラル・アーツ教育」）の実施等につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等において協議をすすめてまいります。
68	19.46の総合的読解力についてですが、読解力・思考力・判断力・表現力の育成は重要であり、その力を育成することは必要であるが、令和6年度から使用している教科書には、図やデータ等の資料と文章を関連付けて読み取り、表現する単元がある。そのため、施策目標が「総合的読解力育成カリキュラムに取り組むことで、資料や文章などを読むときに、どこが大事などころ・・・・・・」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合とありますが、この力は、各教科でも育成するものではないでしょうか？そのために、「各教科や」との文言を最初に付け加えてはいかがでしょうか？	「総合的読解力育成カリキュラム」は、各教科等の学習を支える言語能力を計画的系統的に育成するものであります。総合的読解力育成の時間の実施等につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等において協議をすすめてまいります。
69	全国学力テストのための施策はやめてください。デジタル化の推進強化とともにテスト漬けと、何でも数値化の教育の弊害の元凶であると思います。	全国学力・学習状況調査は、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する目的のために実施しております。本市といたしましても、調査結果のデータを活用することにより、誰一人取り残さない学力の向上に向け、取り組んでまいります。
70	全国学力テストの点数を上げることが目標となっています。	
71	もう1点は中学校を感じたことですが、子どもたちの学力が二分化していることです。成績分布表を見て頂ければおわかりになると思いますが、学力の高いグループと低いグループの差が大きいです。特に英語、外国にルーツのある生徒や幼い頃から習い事で学んでいる場合、かなり能力が高いです。積極的に習熟度別のクラス分けをすべきだと思います。また、知識が簡単に得られる時代だからでしょうか、教科関係なく生徒の方が先生より知識が豊富であったり、生徒が先生の誤りを指摘することもあるそうです。なんとかがんばって頂きたく思います。	これまで学力に課題の見られる児童生徒への支援を中心に取組を進め、継続的に分析すると底上げが図られております。いただいた意見を参考にしながら、引き続き児童生徒一人一人の状況を把握・分析し、個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を充実してまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	4－1 言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）	
72	また、施策目標「総合的読解力育成カリキュラムに取り組むことで、資料や文書などを読む時に、どこが大事などろかを考えながら読んだり、自分の考えを発表するときに、考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表したりしている。に対して肯定的に回答する児童生徒の割合」は、児童生徒の学力は特定の教材だけで形成されるものではないため、教育施策の妥当性を測るには荒唐無稽なもので、行政の都合を子どもたちに押し付ける行政のエゴ丸出しの醜悪な目標であると考えます「行政の方も子供達の立場に立って考えてください」。大阪市教育委員会として国の教育行政の方向性をもう一度確認され、各校が児童生徒の実態に合わ、カリキュラムを工夫して教育実践を進められるよう、当該部分について強く強く再考を願います。また、この意見が取り上げられず、現行のまま、振興基本計画をおさだめになられる場合は、この意見とこの意見に対する大阪市教育委員会の見解を大阪市のホームページに掲載くださるようお願いいたします。	「総合的読解力育成カリキュラム」は、各教科等の学習を支える言語能力を計画的系統的に育成するものであります。総合的読解力育成の時間の実施等につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等において協議をすすめてまいります。
73	これから社会が大きく変化していく中で、「総合的な学習の時間」における「総読」を全校一律に35時間以上と定める方針には疑問を感じます。総合的な学習は、本来、地域の特色や子どもの実態に応じて柔軟に構成できることに意義があります。時間数を一律に設定してしまうことで、学校現場の創意や地域独自の取組を生かしたカリキュラムづくりが難しくなり、形式的な活動に陥るおそれがあります。また、総読の資料サイトについては、更新通知が届いても実際にはアクセスしづらい状況が続いている現場として活用しにくさを感じています。制度を整える前に、まずは現場が安心して活用できる環境の整備が必要ではないでしょうか。これからの教育に求められるのは、全校一律の時間設定ではなく、各学校が主体的にカリキュラムを構築し、地域や子どもの実態に即した学びを創り出せる仕組みです。形式ではなく実質を重視した改革を望みます。	本市では、「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」等の言語活動を、年間35時間というカリキュラムを通して体系的・段階的に扱うことは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等の育成を組織的に図るうえで必要な取組と考え、「総合的読解力育成カリキュラム」を開発いたしました。総合的読解力育成の時間の実施等につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等において協議をすすめてまいります。 また、総合的読解力育成カリキュラム教材に掲載されている資料サイトのURLにつきましては、隨時、アクセスが可能か否かを調べ、活用できることを確認しております。引き続き、学習活動や教材研究を行うことができるよう努めてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
74	<p>「総合的読解力育成カリキュラム」において、小学3年生以上の各学年で年間35時間の学習を位置づける計画には、現場の教員の状況やカリキュラム編成上の観点から、実現性に大きな懸念があります。 1. 教員の業務負荷と時間の現実性について 現在、学校現場では「働き方改革」が推進されているにもかかわらず、教員の業務は多岐にわたり、残業時間も依然として多い状況です。この実態を踏まえると、読解力育成のために年間35時間（週に約1時間）という新たな時数を設けることは、現実的ではありません。 時間的な余裕の欠如: 既存の教科指導、生徒指導、部活動（中学校）、各種会議、事務作業、そしてコロナ禍で増加したオンライン対応や個別支援など、多忙化が深刻です。このうえに年間35時間の新たな学習を確実に実施し、そのための教材研究や準備時間を確保することは、教員一人ひとりの負担を限界以上に高めます。 指導の質の低下の懸念: 形式的に時間を確保できたとしても、過重労働下で十分な準備や研究ができないまま指導にあたることになれば、読解力育成という重要な目標に対する指導の質が低下する可能性があります。 2. 教科横断的な計画によるカリキュラムの硬直化について 本カリキュラムを「教科横断的」なものとして推進する場合、学校全体の年間指導計画や研究計画に以下の様な硬直化を招くリスクがあります。 授業研究・研修の硬直: 読解力育成の35時間をどの教科で、いつ、どのように組み込むかという計画が、学校全体で画一的にならざるを得ません。その結果、教育委員会や校内研究全体で研究授業の時期や対象教科が固定化され、学校や学年の実態に応じた柔軟な研究テーマの設定や、他の教科・分野における指導法の改善に関する研修の機会が失われることにつながります。 弾力的なカリキュラム編成の阻害: 読解力育成は重要ですが、各学校には地域や児童・生徒の状況に応じた喫緊の課題（例：体力向上、生活指導、プログラミング教育など）があります。教科横断的な計画が厳密に年間35時間で定められることで、学校がもつカリキュラム編成の裁量が狭まり、地域特性や子どものニーズに合わせた弾力的な教育活動の展開が難しくなります。 提言 総合的読解力の育成は喫緊の課題であることは理解しますが、上記の懸念を解消するため、以下の見直しを求める。 時数規定の見直し: 年間35時間という時数規定を撤廃し、各学校が既存の教科・活動（国語、社会、理科など）の中で読解力育成の視点を織り交ぜる「質的な改善」を主眼とすべきです。時数の確保よりも、各教科での指導の工夫や連携を重視する方向へ転換してください。 既存リソースの活用: 教員の業務を増やさず指導の質を担保するため、市教委が質の高い共通教材や指導案を整備・提供し、教員の準備時間を大幅に削減する支援策を講じるべきです。 柔軟性の確保: 計画において、学校が読解力育成の取り組みを、研究テーマや地域連携など「学校経営全体」の中で柔軟に位置づけることができるよう、裁量を認める記述へと修正してください。</p>	<p>本市では、「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」等の言語活動を、年間35時間というカリキュラムを通して体系的・段階的に扱うことは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等の育成を組織的に図るうえで必要な取組と考え、「総合的読解力育成カリキュラム」を開発いたしました。</p> <p>各校には、すでに学習教材案（PDF版・Word版）、学習活動案、指導者用資料を配付しており、今後も、各校の実態に応じて教員が教材研究や効果的な指導が行えるような研修の実施や好事例の発信等に努めてまいります。</p> <p>総合的読解力育成の時間の実施等につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等において協議をすすめてすすめてまいります。</p>
75	<p>言語活動、理数教育の充実について、「総合的読解力育成カリキュラム」を年間35時間以上と位置付けることは、週当たりの授業時数を減らす流れに逆行していかないか。また、教員の担当授業時数と授業準備も増え、負担にならないのか。</p>	

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
76	<p>総合的読解力の育成、その授業。これはやくやめた方がいいですよ。現場大混乱で、その收拾にあたらされている担当されている指導主事の方に恥ずかしい思いをさせて、申し訳ない話ですよ。各教科での、深い学びをしっかりと追求した方がよっぽどいい。だって、まるで、テスト対策ですもん。現場は「は?」と思っています。PISA調査ばかり気にする文科省もいけてないなと思うのですが、その先にある全国学力テストにとらわれて、その点数ばかり上げようとする大阪市教育振興基本計画は、OECD調査の本当の指摘をわかっていない。調査はあくまで調査なだけなのですが。だれもテスト対策をしろといっているわけではないでしょう。情報の要点を的確に読み取り、そこから考えをまとめて、だれかに伝え交流して高める。こんな教育へと高めていくことうという問題提起なわけで、いまある教科学習をプラスアップしていくことが、なにより大事でしょう。それを、余計なテスト対策を挟んできて、教科の研究そっちのけで追いまくられますよ。より高い教育を目指すためには、①学力テストの点数ばかり気にした、総合的読解力はすぐやめる。②先生たちが各教科の授業研究をもっとできるよう、空きコマが確保できるように教員の加配（各校の工夫ではもう限界ですよ）、相談し合い創意工夫ができる職場づくりを後押しする施策をしていただきたい。授業づくりって、面白いんですよ。これがしたくて、みんな先生になってる。だれもサボろうとはしません。先生たちに任せれば、みんな、たっぷりさせてほしい、力を発揮したいと思っています。</p>	<p>本市では、「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」等の言語活動を、年間35時間というカリキュラムを通して体系的・段階的に扱うことは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等の育成を組織的に図るうえで必要な取組と考え、「総合的読解力育成カリキュラム」を開発いたしました。</p> <p>令和6年度までの試行実施期間を経まして、令和7年度より本格実施しているところですが、総合的読解力育成の時間の実施等につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等による協議をしながらすすめてまいります。</p>
77	<p>p.46 誰一人残さない学力の向上 学校の授業がつまらない。もう知ってる。という児童生徒の飛び級を認めてあげて欲しい。</p>	<p>学校教育法第17条により、小学校および中学校に入学すべき年齢が定められています。また、同法第32条および第47条により、修業年限が定められており、義務教育期間中に、学齢に相当する学年より上の学年への進級は認められません。</p> <p>一方で、現行の学習指導要領におきましては、各学校が、各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しない範囲で、柔軟にカリキュラムを編成することが可能であるとの趣旨が示されております。</p> <p>今後も教育環境の整備に努めるとともに、全ての子どもが、主体的に意欲を持って学べるよう、個に応じた指導のさらなる充実等の改善に取組み、子どもたちの学力向上を目指してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
78	<p>・「総合的読解力」については、現行基本計画の素案段階で次の様に批判しました。</p> <p>「基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上 ◎言語活動・理数教育の充実</p> <p>「素案」は、「こうしたAI時代の教育にとって最も重要な学力とも言える読解力及び数理能力並びにこれらをベースにした思考力・判断力・表現力等を身に付ける言語活動・理数教育の取組を強化します。」、「具体的には、国語科を要として、日々の教育活動全般において、多読・速読など、言語活動の充実を図っていきます。また、子どもの世界を広げ、思考を深めるため、文理融合的な内容を含む『総合的読解力育成カリキュラム』（仮称）を開発し、全ての小学校（3年生以上）・中学校で毎週1時限以上授業として総合的読解力育成の時間（『中小学生からのリベラルアーツ教育（仮称）』）を実施するなど、言語活動・理数教育を通して思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます。」としています。</p> <p>朝日新聞10月1日付は、「読解力育む授業 大阪市導入 24年度にも全市立小中へ」と報じました。大阪市が重点として発信していると思われます。大阪市総合教育会議（令和3年6月29日）で大森不二雄特別顧問は、「次期『教育振興基本計画』に向けて（提案）」で、「読解力の向上は、大阪の子供達にとって、喫緊の課題 □ 2019年度全国学テで、大阪市は小学校国語が政令市最下位にとどまった。□小学校で読解力が十分身に付かないこと、その後の学習や社会生活で大きな課題を抱えることになる。」「OECD生徒の学習到達度調査（PISA2018）～日本の高校1年の読解力が低下～【萩生田文部科学大臣コメント】（一部抜粋）今回の調査結果によると、…読解力については、OECD平均より高いグループに位置しているものの、前回2015年調査よりも平均得点及び順位が低下しています。今回の中心分野として詳細な調査が行われた読解力については、低得点層が増加しており、学習指導要領の検討過程において指摘された、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べることなどについて、引き続き、課題が見られることが分かりました。」「誰一人取り残さない 読解力・思考力の育成（次期計画での新規施策の提案）□説明的な文章（理数的な内容を含む）の読解を中心とする学習活動により、自律的な学習習慣、読解力をベースとした思考力・判断力・表現力等を育成する授業時間を毎週、全市的に確保すべきである。□このため、本市の小・中学校の時間割において本授業時間を確保する方策について、「総合的な学習の時間」の活用を含めて検討するとともに、モデル・カリキュラムや教材等を開発する必要がある。」としています。</p> <p>以上、PISA2018の結果から、読解力が課題であると論じていますが、PISA2018の結果は何を示しているのか検討が必要です。</p> <p>文部科学省国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）～2018年調査国際結果の要約～令和元年12月」は、「数学的リテラシー及び科学的リテラシーは、引き続き世界トップレベル…読解力は、…前回より平均得点・順位が統計的に有意に低下。」と指摘しています。「読解力」低下の要因として、「読解力分野のコンピューター使用型調査の特徴」「2018年調査は、全小問245題のうち約7割の173題がコンピュータ使用型調査用に開発された新規問題。日本の生徒にとって、あまり馴染みのない多様な形式のデジタルテキスト（Webサイト、投稿文、電子メールなど）や文化的背景、概念・語彙などが使用された問題の数が増加したと考えられる。」と上げています。</p> <p>従って、PISA型調査の得点の上昇をはかるために、コンピューターに慣れること、デジタルテキストに慣れるに重点が置かれれば、「過去問」の習熟によって、全国学力テストの点数を上げることと同様、読解力向上に繋がりません。</p> <p>「読書活動と読解力の関係」について、PISA調査でも、「日本の生徒は『読書は、大好きな趣味の一つだ』と答える生徒の割合がOECD平均より高いなど、読書を肯定的にとらえる傾向がある。また、こうした生徒ほど読解力の得点が高い傾向にある。」と分析しています。</p> <p>「素案」の次の内容は問題です。</p> <p>「読解力の育成には、時間をかけて主語・述語や文脈を追い丁寧に文意を理解する精読・熟読だけではなく、短時間で大意を把握してその内容を活用する多読・速読などを可能にする様々なスキルの養成が必要です。これらのスキルを養成できるよう、具体的な素材をもとにした教科における授業モデルを作成し、各校での実践を推進します。」</p> <p>「多読・速読」「スキル」が重視され、これまでの読書活動、国語教育が蔑ろにされるような「総合的読解力育成カリキュラム」（仮称）の押しつけは許されません。「全ての小学校（3年生以上）・中学校で毎週1時限以上授業として総合的読解力育成の時間」の押しつけは許されません。特定の教育内容、教材を大阪市長が押しつけることはことは、教育への「不当な支配」であり許されるものではありません。</p> <p>大阪市教 教育振興基本計画（素案）討議資料2021年11月18日</p> <p>・現在学校現場では、「総合的読解力育成カリキュラム」によって、言語活動が育成されたとは誰一人思っていません。目の前の子どもたちのための教育課程を日々模索している現場教職員に対して、上から強制することをやめて下さい。</p>	<p>本市では、「情報を読み取る」「考えを形成する」「考えを交流する」「考えを表現する」等の言語活動を、年間35時間というカリキュラムを通して体系的・段階的に扱うことは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等の育成を組織的に図るうえで必要な取組と考え、「総合的読解力育成カリキュラム」を開発いたしました。</p> <p>総合的読解力育成の時間の実施等につきましては、令和7年度の実施状況や効果検証を踏まえ、いただいた意見も参考にしながら、今後もワーキング会議等による協議をしながらすすめてまいります。</p>
79	<p>「総合的読解力育成カリキュラム」を活用し、箇所を「総合的読解力育成カリキュラム」等を作成し、記載する。理由として、学力的にこのカリキュラムについていける子どもや学年集団はよいか、学力的に厳しい実態も、学校によってはあると思うので、幅を持たせたほうがよいと感じたから。</p>	<p>P.46（2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）の項目には、「総合的読解力育成カリキュラム等を活用して」とあり、学校や子どもたちの実態に応じて取り組めるようになっております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
80	4－2 「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実） 「主体的・対話的で深い学び」によって、切り捨てられた子どもたちが多数です。「時間の授業で、「主体的・対話的」でない子どもたちは切り捨てられました。じっくりと考える子どもたちは置き去りになりました。カリキュラムオーバーロードがメディアでも指摘されています。学習指導要領の問題が広く指摘されているもとで、これまでの継続しか言えない基本計画（素案）は時代遅れであり、教育を「振興」するものではありません。	学習指導要領において、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱として整理された資質・能力を各教科においてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業を改善することとされております。 市教育委員会といたしましても、「主体的・対話的で深い学び」を推進するとともに、ICT環境を効果的に用いた「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」の充実を図り、「誰一人取り残さない学力の向上」に努めてまいります。
81	4－3 英語教育の強化 小学校段階で英単語の暗記を強制する「英語教育」は破綻しています。「英語嫌い」を大量生産しています。	小学校学習指導要領には、言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するために、「英語の文字をアルファベット順に暗記せたりするのではなく、（中略）、楽しみながら文字に慣れ親しんでいくように、文字を扱うことが重要である。」や、「難しい語句や表現を暗記させて発表させることがないように留意することが重要である。」とされており、本市においても、過度に暗記させることが目的の単なるドリル的な反復練習を避け、実際のコミュニケーションを通して児童の学習意欲を高める工夫をするよう取り組んでいるところです。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
82	4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用 中学校3年生での中学生チャレンジテストの実施について 2012年、大阪府下の公立中学校では他府県に約10年間遅れて、相対評価から絶対評価に転換しました。そのとき、絶対評価のばらつきや恣意性が批判され、統一的「ものさし」として府内統一学力テストの必要性、さらには調査書への利用が主張され、導入されることが決まりました。現在、大阪市統一テストは大阪府チャレンジテストに一本化され、大阪府では、学校間の「評定の公平性」の担保、小学校中学校間の経年調査で活用され、さらに大阪市では、「評定の水準決定」にも活用されています。大阪府の「評定の公平性」とは、学校の平均点により評定の範囲が算出され、その範囲に学校の評定平均が入るように調査書評定を見直します。大阪市の「評定の水準決定」とは、国語が高得点であった場合、調査書評定を高くつけることになります。例えば、国語テストが91点以上であれば調査書評定は「5」になります。ご存じかと思いますが、全国の中学校では、通知表および指導要録の評定は、単元ごとの観点別評価を行い、その評価をまとめて評定（指導要録）を決め、その評定が調査書評定になります。この時、指導要録評定と調査書評定は常に一致し、見直しを必要としません。しかし、大阪府・大阪市では調査書評定と指導要録評定の2種類の評定があることになります。多くの中学校では、この2つの評定を扱うことは調査書評定の取り扱い時にミスが起こりやすいので、2つの評定が一致するように指導要録評定を見直しています。具体的には、観点別評価の基準を見直して、指導要録評定が調査書評定に一致するようにします。府外の教員にこの評定の決め方の事実を伝えると、「大阪は大変ですね」と言われます。この大阪府・大阪市独自の評定の決め方について、「文部科学省が示す『指導と評価の一体化』」、「学力向上」、「教員の指導力の向上」の各視点で、今後どう捉えていくのかを「2040年以降の社会を見据えためざすべき姿」で表してほしいです。2025年ノーベル経済学賞「創造と破壊の連鎖」では、「創造は希望を生み出す力」「破壊は過去を整理する勇気」と表しました。新しい取り組みには、従来の取り組みの勇気ある撤退が必要です。令和8年度からの大阪市教育振興基本計画の作成を機にチャレンジテストの見直しを行っていただきたいと切に願います。	「中学生チャレンジテスト」につきましては、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しております。 本市教育委員会といたしましては、生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。
83	非認知能力は測定できるものなのでしょうか。元慶應大学教授の今井むつみ（認知心理学）によると「子どもは遊び体験の中で非認知能力を獲得する」と提言しています。ここでいう「遊び」は大人の意図の外で子どもが学ぶことであり、「体験」とは、やってみなきゃわからないことをやってみて、恐怖や不安や孤独を味わい、試行錯誤を繰り返すことです。「測定」となれば、大人が期待する解答や行動に近づいたかどうかを数値で測ることになり、子どもは大人の意図を超えることができません。大人による「お仕着せの体験」（非認知能力を獲得できるだろうとする取り組み）を子どもたちがすればするほど、子どもは自分で工夫しなくなつて、社会の技術力や革新力が落ちてしまします。非認知能力を獲得するならば、裏山に秘密基地づくりを推奨することがよいです。しかしながら、都市化が進み都市部に裏山はありません。代案として、未就学児や小学校低学年の子どもに、「運動場で自由に遊ぶ」ことがよいです。落ちている木や遊具を使って、自分たちでコミュニケーションをとり、ルールをつくって遊ぶことが大事です。ぜひ、非認知能力については、認知心理学の理論・考え方を大いに生かしていただきたいです。	本市では、「非認知能力」を「学びの土台となる力」と捉え、「目標に向かいねばり強く取り組む力」、「いろいろな人たちと、互いに理解し合いともに協力する力」、「自分の気持ちを整理しコントロールする力」などの「非認知能力」を、学校教育の中で効果的に育成することをめざしております。 近年ではICTの発達により、1人1台端末を活用して非認知能力を測定できるツールが開発されており、これらを活用することで、児童生徒の複合的・多面的な把握を図ってまいります。
84	全市共通テスト等の実施と分析・活用 小学校6年生は全国学力学習状況調査と小学生すくすくウォッチが同時期に行われ、子どもも教員も疲弊している。時期をずらすことはできないのか。	「全国学力・学習状況調査」につきましては文部科学省が、「すくすくウォッチ」につきましては大阪府教育委員会が、それぞれにおいて実施時期を含めた実施マニュアル等の要項を作成しております。 本市教育委員会といたしましては、今後もそれらの要項に従い調査等を実施しております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
85	<p>テストの回数が多くなります。チャレンジテストは無くして欲しい。テスト準備で、授業数のゆとりが無くテストより大事な事が疎かになってしまします。人と人との交流、さまざまな意見や思いを交わすことで、相手を思いやり、様々な場面でどう考え行動し協力する力を育むかという点など時間が必要な「人」を育てる視点が育ちきりません。学力は、自分が成長したい、この勉強を身につけたいと思う気持ちが生まれて伸びていくもの。その気持ちを育てるのが教育ですが、テストでは、それは育ちません。</p>	<p>「中学生チャレンジテスト」につきましては、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。</p>
86	<p>全国学力テストに参加しないこと</p> <p>全国学力テストの弊害は、公表でのランク付け、個人情報、競争の激化、子どもの意欲の喪失、学校嫌いの要因など、大きな問題になっています。また、テスト問題も基礎基本からの逸脱もあり、子どものランク付けとなっています。直ちに、参加を取りやめることです。</p>	<p>「全国学力・学習状況調査」につきましては、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立て、また、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しております。</p> <p>なお、調査結果につきましては、調査を受けた児童生徒の学びへの還元として「個人票」が返却されております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
87	こども達が学ぶことは楽しい、学校が楽しい、そんな教育に大阪市の学校教育はなっているのでしょうか？競争主義（テストが中心）大阪は独自のテストが多く、その活用で子ども達も教職員も本来の学びの楽しさから遠く離れています。行政は学校の設備改善や少人数学級実現（市独自の）、教職員の働き方をよくするなどに力を入れるべきで、教育内容にかかわるようなテスト主義はやめて下さい。子ども達の心の不安が大きく、いじめや不登校にもつながります。競争主義で、子ども達はつらいものをかかえています。	各テスト及び調査につきましては、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、児童生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。 本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。
88	子どものテストの成績を「データ」として扱うのを止めて下さい。子どもはデータ（数字）ではありません。人間として扱って下さい。	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
89	児童のアンケート結果で、「勉強が難しい」がトップになっています。テスト漬けの教育施策が、子ども達をますます追いつめているのではないかでしょうか。	なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。
90	テスト・テストで高得点をとることが勉強の目的にならざるを得ない現実をどう考えたらよいのでしょうか？塾の前に若いお母さん方が低学年の子どもたちを迎えているのを見ます。少人数、多くの教師（余裕のある）子どもたちがのびのび楽しく遊び勉強がわかるそんな教育行政を望みます。	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
91	テストテストで子どもを追いつめるのは教育ではないと思います。学ぶ喜び、知らなかつことを知る、わからなかつことがわかる喜び 子どもたちはそういう学校で学ばせたいのです。	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
92	学び合う時間を増やし、テスト漬け教育をやめてほしい。	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
93	子ども達はテストテストでおいつめられていると思います。競争のための教育ではなく生きる力につけるような教育をのぞみます。	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
94	テスト漬けは止めてください。 テストのための勉強になっています。基礎力が付いていません。憲法や政治の話を出来る若者が、あまりいません。 自分の権利を守るための労働者の権利も知っている人が少なくなっています。 社会に出ていく子どもたちに必要な教育が足りていません。テストで点数を競うより自ら行動出来る、調べて考えていくける教育をしてください。	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
95	テスト漬けによる「試験不安」が世界各国と比較してもかなり高いという分析が出ています。同時に学習への動機づけは低くなっています。テスト漬けにより学習意欲が低下しています。 (本田由紀『「日本ってどんな国?』から)	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
96	テスト漬け教育を続ける宣言となっています。内容がありません。	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
97	社会性や自己肯定感については、全国平均に追いついているといいますが、不必要的テスト漬けで、子どもたちは追い詰められています。また、学力テストのデータ分析で自信を失い、結果不登校になる子どもたちも依然として多いです。先生がしっかりフォローする体制が整っていないのも問題だと感じます。先生を増やして、少人数学級にし、子どもたちとしっかり関われる環境を整えてください	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
98	全国学力学習状況調査（「全国学力テスト」）における平均正答率の対全国比を全国平均以上とするとの目標を撤廃し、豊かな子どもたちの発達のため「全国学力テスト」の全員参加方式を止める。 「全国学力テスト」やそれに関係する「学力経年調査」（小学校3年～6年）「チャレンジテスト」（中学校1年～3年）「すくすくウォッチ」（小学校5年～6年）の実施は、子どもたちをテスト漬けにし、点数競争に駆り立て子ども同士の競争をあおり人格をゆがめ、豊かな教育の目的を阻害するものであり、止めること。国連子どもの権利委員会最終所見日本43（別項）などで指摘され続けている「極度に競争的な教育制度」の改革の提言に、とりわけ大阪市は傾聴して改善を図ること。 43 本委員会は、貴国における極度の競争的な教育制度及びそれが子どもの身体的及び精神的健康に与えている否定的な影響にかんがみ、条約3条・12条・29条および31条に照らし、過度なストレス及び学校嫌いを防止しつそれを生み出す教育制度と戦うための適切な措置を取るよう、帰国に勧告する」	また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向5 健やかな体の育成	
99	p.21 体力・運動能力向上のために、校庭に遊具を増やして欲しいです。危険だからと排除してきた事が体力低下につながっていると思います。	<p>遊具は、子どもの「遊び」に変化を与え、発展させるものであり、遊具による多様な遊びを通して、子どもが危険を理解し、予知し、避けるといったことを学習する機会となります。基本設計で設置されている遊具については、改修等の維持管理を実施しています。しかしながら、安全面、運動スペース確保等のため撤去する場合もあります。</p> <p>なお、学校園においては、実情に応じて様々な工夫のもと幼児児童生徒の体力向上に取組んでいます。</p> <p>教育委員会としましては、「子どもの体力向上推進委員会」を設置し、本市の幼児児童及び生徒の体力等に関する特徴を分析し、体力向上に向けた方策を検討しお示しております。今後も、体力向上に向けた各学校園の取組を推進するとともに、施策の成果と課題の検証並びに改善に努めてまいります。</p>
	5－1 体力・運動能力向上のための取組の推進	
100	p.52 体力・運動能力向上のための実際走り回れるような公園が校区内にない児童のために、校庭開放を児童向けに限定してはどうでしょう。	<p>学校園においては、体育の授業時間以外にも様々な工夫のもと幼児児童生徒の体力向上に取組んでいます。また、実情に応じて放課後等に校庭を開放し、運動機会の場を提供している学校もあります。</p> <p>教育委員会では、「子どもの体力向上推進委員会」を設置し、本市の幼児児童及び生徒の体力等に関する特徴を分析し、体力向上に向けた方策を検討しお示しております。今後も、体力向上に向けた各学校園の取組を推進するとともに、施策の成果と課題の検証並びに改善に努めてまいります。</p>
101	「プレイヤーズ・ファースト」は、「適切な休養日等の設定」をするよう求めています。「学期中は、週当たり2日以上」「土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上」。しかし守られていない学校があり、子どもの心身の健康的な成長・発達の課題となっています。また、土日の休みもない何十日も「連勤」（連続勤務）を強いられている中学校部活動顧問がいます。	<p>中学校の部活動については、「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づいて、適切な休養日等を設定し活動するとともに、部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等については、上限の目安等を参考に各学校において精査するとしており、引き続きプレイヤーズファーストを遵守するよう周知してまいります。</p> <p>また、部活動指導員活用事業により、教職員の負担軽減及び、部活動指導体制の充実を推進してまいります。</p> <p>今後も、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保と、顧問となる教員の負担軽減に向け、部活動のあり方について検証を重ね、持続可能な活動環境の実現へ向け取り組んでまいります。</p>
102	「暑いからプールには入れません」、「体育館は空調がないので活動できません」、「暑いので運動場では遊んではいけません」、「園庭に出てはいけません」等々。子どもたちの健全な成長を保障する責任を大阪市は果たすべきです。 「大阪市部活動指針～プレイヤーズ・ファースト」は守られていません。子どもにとっても、運動部顧問が強要されている教員にも問題です。	<p>教育委員会としましては、熱中症予防に関する研修動画や「熱中症予防のための運動指針」等を学校園に通知しております。今後も、大阪市立小学校の体育館への空調設置やプール設備の改善等、子どもたちの安全・安心を第一に取り組んでまいります。</p> <p>中学校の部活動については、「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づいて、適切な休養日の設定等、プレイヤーズファーストを遵守するよう今後も引き続き周知してまいります。</p> <p>また、部活動指導員活用事業により、教職員の負担軽減及び、部活動指導体制の充実を推進してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	5－2 健康教育・食育の推進	
103	健康教育、食育の推進について、「包括的性教育」が触れられていない	本市では、学習指導要領や文部科学省等から示されている考え方則って作成した「生きる力を育む『性に関する指導』の手引き」を用いて、各校園において指導を実施しているところです。引き続き発達段階や各学校の実態に応じ、様々な教科・領域における「生きる力を育む性に関する指導」の計画的な取り組みを推進してまいります。
104	p.53 健康教育・食育の推進性に関する指導の手引きの更新とは具体的にどんな事でしょうか？過剰な性描写はお断りします。	「生きる力を育む『性に関する指導』の手引き」については、外部講師の活用例を紹介するなど、各学校の実践例を踏まえた内容が含まれており、手引きの更新につきましては、こうした活用例等を更新したものです。
105	「まずい 食器に汚れ 油に虫混入」と報道された東住吉区の小学校給食。給食調理業務の民間委託の検証と「何でも民間」は見直すべきです。	今回の事業案を踏まえ、適切に事業者を選定できるよう、総合評価一般競争入札における選定基準等の見直しを行うとともに、様々な事業に対応できるよう契約約款の見直しも行いました。 引き続き、「安全・安心でおいしい給食」の提供を効果的・効率的に実施できるように進めてまいります。
106	学校の給食をおいしくして下さい。	本市の学校給食は、文部科学省「学校給食摂取基準」に基づき栄養素を過不足なく摂取できるよう栄養教職員が献立を作成しています。 学校給食は食に関する指導の教材として、児童生徒の豊かな食経験に繋げられるよう、多種多様な献立や食材を提供できる献立内容を検討しております。本市の献立は、小中学校の校長、給食主任等の学校の代表者をはじめ、大阪市PTA協議会、大阪市健康局等が出席する会議において、さまざまな意見を取り入れて決定しております。 いただいたご意見につきましては真摯に受け止め、今後の献立内容の検討に繋げてまいります。
107	また、給食費の無償化実現を早くして下さい。	本市の市立学校におきましては、令和5年度より、義務教育の無償の趣旨を踏まえ、学校における食育の生きた教材であり、全市統一の献立により実施している学校給食を、既存の制度も活用しながら全員全額無償を本格実施しております。
108	給食の民間委託をやめ自校方式に	本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しております。学校給食の水準を確保しつつ、206校の小学校・中学校・小中一貫校（令和7年4月時点）において、調理業務を民間委託事業者への委託により実施しております。委託内容につきましては、学校の給食室における食品の検収、調理作業、配缶及び洗浄・清掃となっており、統一献立の作成、食品の調達、検食及び給食指導等は従来どおり本市が遂行しております。
109	小中学校給食は自校調理の完全給食へ 小中学校給食は豊かでおいしい自校調理方式による完全給食を実施します。安からう悪からう民間委託はやめます。 災害時対策にもなります。	なお、委託校においても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。 今後も引き続き、給食調理業務の民間委託については、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供を効果的・効率的に実施できるように進めてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
110	<p>すべての学校に、栄養士を配置してほしいです。給食の民営化で起こっている問題の分析をしてほしいです。</p>	<p>栄養教諭及び学校栄養職員の未配置校を含む全ての学校において、幼児期にはぐくまれた食への関心をもとに、正しい知識と食習慣を発達段階に応じて身に付けられるよう、学校給食を生きた教材として活用し、義務教育9年間を通して取り組んでいます。各学校では給食の時間を中心に、体育（健体育）、家庭（技術・家庭）、特別活動をはじめ、教育活動全体を通じ、食育の視点を位置づけて行っています。食品の産地や栄養的な特徴を学び、郷土食や行事食などの様々な食文化を学校で学ぶことができるよう、今後も進めてまいります。</p> <p>また、学校給食の民間委託につきましては、今回の東住吉区の事案を踏まえ、適切に事業者を選定できるよう、総合評価一般競争入札における選定基準等の見直しを行うとともに、様々な事案に対応できるよう契約約款の見直しも行いました。</p> <p>引き続き、「安全・安心でおいしい給食」の提供を効果的・効率的に実施できるように進めてまいります。</p>
111	<p>「まずい 食器に汚れ 油に虫混入」と報道された東住吉区の小学校給食。給食調理業務の民間委託の検証と「何でも民間」は見直すべきです。アレルギー対応を学校任せにせず、教育委員会として対応すること、不登校児童・生徒に昼食代を支給するべきです。</p>	<p>学校給食の民間委託につきましては、今回の東住吉区の事案を踏まえ、適切に事業者を選定できるよう、総合評価一般競争入札における選定基準等の見直しを行うとともに、様々な事案に対応できるよう契約約款の見直しを行ってまいります。</p> <p>食物アレルギー対応につきましては、教育委員会事務局と学校とで役割分担をしています。</p> <p>教育委員会事務局では、本市の市立学校における食物アレルギー対応の全市統一したルールを定めており、各学校ではそのルールに基づいて日々の食物アレルギー対応を行っています。</p> <p>食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、対応については、主治医が記載した「学校生活管理指導表」と保護者による申請書等を基に、必要に応じて保護者と学校とで面談を行い、安全な対応を学校内で協議し決定し、実施しております。</p> <p>また、本市の市立学校におきましては、令和5年度より、義務教育の無償の趣旨を踏まえ、学校における食育の生きた教材であり、全市統一の献立により実施している学校給食を、既存の制度も活用しながら全員全額無償を本格実施しております。</p> <p>しかしながら、不登校も含めまして何らかの事情により給食を喫食できない児童生徒の保護者等にとって恩恵が及ばないという公平性の問題を含めて多くの課題があると認識しており、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	
112	児童・生徒の学力をテストの点数でしか見ない、貧しい「学力観」をデジタルですすめようとしています。まさに「テスト漬け教育」をさらに強めようとしています。	各テスト及び調査につきましては、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、児童生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。また、ICTはあくまでツールであり、「デジタルか紙か」といった二項対立に陥らず、ICTを活用する方が効率的・効果的な場面で活用するという考え方のもと、取組をすすめてまいります。
113	22のICTを活用ですが、目標が「学習者用端末を活用して、単に調べるだけでなく、課題を解決するために情報を収集・整理し、まとめ・表現する取組をしていますか。」のアンケートですが、『単に調べるだけでなく』とはどういう意味なのでしょうか？調べることは大切なことではないでしょうか。単に調べるだけという文言で児童は、調べることの大切さを意識しなくなります。そのために「単に調べるだけでなく」の文言を削除していただきたい。	「調べる」という活動は、大切な学習活動であると考えておりますが、今回改訂予定の教育振興基本計画の施策目標においては、「調べる」に留まらず、学習者用端末を探究的な学びを実現するためのツールとして活用できることを目標としたいと考えております。なお、いただきましたご意見をふまえ、誤解のないよう表現の修正を検討してまいります。
	6－1 ICTを活用した教育の推進	
114	まず、ICT教育についてです。現在、学校現場では複数のデジタル教材や学習動画が併用されていますが、システムが分かれていることで、教員や児童生徒にとって操作が煩雑になっています。デジタルドリルと学習動画を一体化し、1つのプラットフォームで学習・管理ができるようにしていただきたいです。現場の負担軽減にもつながります。	学校園における各種システムについては今後更新を予定しており、現環境が抱える課題の解消を図り、教職員の負担軽減に資するシステム等の検討を行っているところです。デジタル教材等のコンテンツについても、今後あり方を整理していくこととします。
115	ICT教育を見直すこと ICTを活用した教育は、情報収集や、発信する機会などの効果はあるものの、子どもの視力低下、教員が子どもの顔よりタブレットに向いている、操作・技術が目的化されている状況も聞かれます。特に、小学校低学年での活用は無理があり、ヨーロッパなどの外国では見直しも始まっています。	現代は将来の予測が困難な時代であり、これから我が国を担う子どもたちは、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることが重要であるとされています。 そのためにも、子どもたちが情報を主体的に捉え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくようになりますが重要であり、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力の育成が必要不可欠です。
116	大阪市総合教育会議（2025年7月29日）での赤木委員（大阪教育大）は「すでにICTを積極的に取り入れた国々、成果を上げた国々、例えばフィンランドとかエストニアとかそういう国々で反動が来ているというか、紙の教材の効果に改めて着目し、一部その利用を再開しているということも注目しなければならないと思います。」と発言しています。 世界ではICT教育の見直しが始まっています。	すべての子どもたちがICTを安全かつ効果的に使いこなすことができるよう、徹底したデジタルリテラシー教育や児童生徒の発達段階に応じた学習者用端末の活用を前提として、引き続き子どもたちの情報活用能力育成に取り組んでまいります。
117	・スマホをわざと渡すのは高校に入ってから必要になってからと考えていたのに、コロナでタブレットを渡され、タブレット中毒になってしまった。「なんてことしてくれたんだ」と言った保護者もいます。 ・「ICT活用」、「生成AIを効果的に活用」などを何ら検討せず、進めるとしています。子どもにとって負の影響はないのか、検討すらしないIT企業の利益優先に呆れます。	
118	「ICT教育ありき」の理念の押しつけではないでしょうか。見直しが進められている国々の検証も進めてください。	

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
119	<p>宿題が多くすぎる。それも、タブレットです。少し、爪が伸びていると漢字のはらいや曲がる所が、タブレットでは読みとれない。昨日は、夜の11時30分まで、小学2年生の孫が母親と宿題と正面からとりくんでいた。なんと、宿題の数、タブレットだけで10ヶ。それに、算数のかけ算のプリント。もっと先生には子供にわかりやすく、教えられる時間の補償を、子どもたちは学んでうれしい、知らない事を知る事の楽しさ喜びをじっくり基礎学力につけるようにしてほしい。</p>	<p>宿題につきましては、授業で学んだ内容の定着や復習、家庭学習の習慣づけ等を目的として、各校で取組内容を決定しております。</p> <p>なお、学習者用端末については、今年度に大多数の更新を予定しており、現行の端末よりも学習しやすい端末を配備する予定としています。また、ICTはあくまでツールであり、紙とICTのベストミックスという考え方を重視して、ICTを活用する方が効率的・効果的な場面で活用するという考え方のもと、取組をすすめてまいります。</p>
120	<p>本計画の冒頭で「ICTを活用した遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされ、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある改革として注目されている」と記述しているにも関わらず、大阪市の教育DXの推進内容や改善内容について、具体的な記載が乏しい。少なくとも、全国的に人材の奪い合いになっているシステムエンジニアやデータアナリストなどのDX人材にとって、魅力のある職場には全く映らない。例えば大阪市には、教育DXを所管する課が複数あり（教育政策課・総合教育センター・学校運営支援センター）、活動拠点も分かれており、教育委員会一丸となって教育DXを推進できる体制であるとは言えない。一部の拠点は廃校にあり、職員でなくとも誰でも立ち入ることができ。仮に児童生徒の情報はデータセンターにあるとしても、情報セキュリティが十分確保されているとは言い難い。市民の声では、学校運営支援センターのトイレの汚さが指摘されている。このような職場で、果たしてDX人材が定着してくれるだろうか。</p>	<p>本市では、大阪市教育振興基本計画の改訂に合わせて、令和8年3月に「大阪市学校教育ICTビジョン」を策定する予定としています。当ビジョンに基づき、デジタル学習基盤を前提とした効果的な学習を推進する方策や次世代を見据えた校務DXの推進、教育DXを推進するための支援体制の再構築など、具体的な方向性について示すこととしており、教育委員会と学校が一丸となって教育DXを推進できるよう努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進（教育データの活用等）	
121	<p>加えてシンクタンク統括室は、活動内容の情報発信が極めて不足している。どのような分析を行っているのかが見えない。どのような課題があり、どのような仮説を立て、何のデータを使い、どのような分析手法で、どのような結果を得ているのかなど、市民は十分に知ることができていない。本計画に記載されているアンケートの分析が非常に甘い点をみても、大阪市がシンクタンク統括室で何をしたいのかがわからない。それを最も端的に表しているのが、本計画素案での質問「大人になった時にやりたい仕事はありますか」について、「小学生と比べて中学生の方が、肯定的回答が少ない結果となりました。将来の不確実性の高まりにより具体的な目標をもつことが難しくなっているといった社会的背景がその要因と考えられ、学年に応じたキャリア教育の充実が求められます」とある点である。ここでの「将来の不確実性の高まりにより具体的な目標をもつことが難しいことが要因」という内容は、あくまで筆者の想像でしかない。（『だから「考えられ、」と書いてある』と言われればそれまでだが。）</p> <p>回答割合とその理由を定量的に結び付けられていないにもかかわらず、単にそれっぽい理由を述べ、「学年に応じたキャリア教育の充実が求められる」という結論を言い切っている。マトモな分析であれば、「なぜそう感じるか」「自身の学校・家庭状況はどうか」「最近の悩みは何か」や、回答者の属性（年齢・性別・学校名）等も併せて分析したうえで、大阪市の子どもたちの状況において「将来の不確実性の高まりうんぬん」が妥当かどうかを判断して「キャリア教育の充実」という結論を記載すべきである。この点からも、大阪市のDX人材が非常に不足していると感じる。</p> <p>まずは、大阪市の教育DXを強く推進できるよう、教育DXの所管課を一つにし、情報セキュリティを担保できる活動拠点にするなど、職場環境を見直すことから始めてはどうか。次に、大阪市の教育DXに携わる教職員・事務職員の待遇を見直し、人材の奪い合いになっているDX人材にとって、勤務環境や待遇で魅力ある職場となるよう、本気で改善すべきである。</p>	<p>「シンクタンク統括室」では、客観的・経年的に蓄積された教育データを活用するため、大学や大学院等で専門分野に属する技術や知識を修得した人材を雇用し、複合的・多面的に分析・検証しながら、学校の課題に応じた支援、児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を行っております。</p> <p>また、分析結果については、ホームページに公表するなど、情報発信に努めています。</p> <p>さらに、本市では、大阪市教育振興基本計画の改訂に合わせて、令和8年3月に「大阪市学校教育I C T ビジョン」を策定する予定としています。当ビジョンに基づき、デジタル学習基盤を前提とした効果的な学習を推進する方策や次世代を見据えた校務DXの推進、教育DXを推進するための支援体制の再構築など、具体的な方向性について示すこととしており、教育委員会と学校が一丸となって教育DXを推進できるよう努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
122	個人情報保護のむ觀点など全くなく、貧困な「学力」認識で子どもたちを差別的に扱うことを許してはなりません。	シンクタンク統括室では、本市における個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例で規定の手続きを行ったうえで、調査分析業務を行っております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり	
123	<p>長時間過密労働で、残業代もない。専門性を軽んじて、何でも民営化、何でも数値化では、ますます、「質の高い」教職員の確保はできないと思います。少人数学級実現で、教職員の数を、抜本的に増やしてください。</p>	<p>教員採用選考テストにおいて、優れた知識、経験等を有する社会人を教員として迎える特別免許状を活用したスペシャリスト特別選考の実施や、各種の特例・加点制度を創設するなど、多様な経歴、資格に応じた選考を行い、質の高い人材の確保に当たっているところです。</p> <p>また、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
124	<p>7－1 働き方改革の推進</p> <p>23の目標の「20時間以下」となると、1日1時間以下の時間外勤務となる。そのためには、過大校の解消、専科教員の増員、SSSの増員、教頭補助やワークライフバランスの増員などに努めていただきたい。教職員は、自宅に持ち帰って業務をこなしている現状である。働き方改革を進めるうえで、やりがいのある職場のために、教職員の増員と過大校の解消をお願いします。</p>	<p>教員数の増加については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>SSSについては、これまで段階的に時間数を増やしており、令和7年度より全校30時間の配置となりました。職員数については、全校30時間の配置を実施したことによる効果検証を行った上で検討してまいります。</p> <p>また、これまでの教頭補助配置に加えて、令和5年度に新たにワークライフバランス支援員を配置し、令和7年度まで段階的に拡充するなど、配置の充実に努めています。今後につきましても、可能な限り財源の確保に努めるとともに、更なる配置の拡充を検討してまいります。</p> <p>過大校の解消について、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校と位置づけ、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に促しています。</p> <p>また、同手引きでは、過大規模の課題解消の手法として、学校の分離・新設や通学区域の見直し、学校施設の増築、また、学校規模は見直さずに、教頭の複数配置などの学校運営の工夫が示されています。</p> <p>本市における大規模校の教育課題への対応としては、学級数に応じて、必要となる音楽室等の特別教室の複数整備、管理職の体制強化と学校運営上の負担軽減の観点から副校長の配置など、取組を行っています。</p> <p>また、過大規模校については、校区内に適当な用地が得られないことがあります。個々の学校の状況や手引きを踏まえながら、学校の分離・新設や通学区域の見直し等を行うこととしています。</p> <p>引き続き、良好な教育環境の確保に向け、課題の解消に努めてまいります。</p>
125	<p>次に、管理職登用についてです。女性管理職の起用は重要ですが、「男女比の目標」ありきではなく、あくまで個々の能力や適性に基づいた登用を進めていただきたいと考えます。形式的な数値目標よりも、質の高いリーダーシップを育成する方針が望されます。また、教員の質の向上にも力を注いでほしいです。近年、若い教員による不祥事、特にわいせつ事件の報道が目立ちます。個人の問題にとどまらず、採用段階での人物評価や育成体制など、大阪市的人事制度にも課題があるのではないかと感じます。採用後の研修や人材育成の仕組みを、より実効性のあるものに改善してほしいです。さらに、教員の長時間労働も深刻な課題です。また、学校の管理職体制の見直しも必要です。特に教頭は常に学校において膨大な業務を担っており、勤務時間の実態は過酷です。管理職の数を増やし、分掌を明確化することで、持続可能な学校運営を目指すべきだと思います。教員の有給休暇取得の実態も調査し、働きやすい環境を整えることが、結果的に教育の質を高めることにつながります。勤務条件の改善が進まなければ、優秀な人材が大阪市の教員採用試験を受けなくなり、結果として教育の質が下がるという悪循環に陥ります。</p>	<p>管理職の登用については、管理職としての適性、平素の勤務実績、経験などを総合的に考慮し、教頭・指導主事にふさわしい人物を校長が推薦し、教育委員会事務局の選考を経て登用しております。引き続き管理職としての力量を備えた人材の登用に努めています。また、さらなる教頭職の業務負担を軽減することで、育児事情等を有する教員が管理職受験をためらう心理的要因を軽減するとともに、女性管理職の登用を進め、教員が働きやすい環境の整備を図ることを目的として、令和5年度に新たにワークライフバランス支援員を配置し、令和7年度まで段階的に拡充しております。今後につきましても、可能な限り財源の確保に努めるとともに、更なる配置の拡充を検討してまいります。</p> <p>研修については、キャリアステージに応じた年次研修とともに、職階等に対応した専門研修や教員が主体的に選択して参加できる企画研修等を実施し、教員の資質能力の向上に努めています。</p> <p>今後も、教員の年次休暇の取得状況等を把握するとともに、より働きやすい環境となるよう勤務条件の充実に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
126	<p>働き方改革については、「女性管理職を増やすこと」を目的にするのではなく、能力のある人が適切に登用されることが大切だと思います。管理職が授業を十分に理解していない場合、若手教員の育成にも影響が出るのではないかでしょうか。また、働き方改革を本気で進めるのであれば、教員の授業持ち時間数に数値目標を設定することも一案だと思います。平日には有給休暇を取りやすくする仕組みづくりも必要です。現在、学校は朝8時には開いているのに、勤務時間は8時30分からとなっています。全ての学校の登校時間を少し遅らせるか、教員にもフレックスタイム制度を導入するなど、柔軟な働き方を検討してはどうでしょうか。一方で、事務職員の方がテレワークを取っている場面を見たことがあります。事務員や管理作業員、給食調理員の方はテレワークが可能でも、教員が自宅から授業を行うのは現実的には難しいと思います。制度を導入する際には、学校運営に支障が出ないかどうか慎重な検討が必要だと感じます。また、「生理休暇」などの制度についても、実際にどのくらいの方が利用しているのか気になるところです。制度があっても、周囲に気を遣って利用しにくいのでは意味がありません。誰もが気兼ねなく利用できる環境づくりこそが、真の働き方改革につながると思います。</p>	<p>管理職の登用については、管理職としての適性、平素の勤務実績、経験などを総合的に考慮し、教頭・指導主事にふさわしい人物を校長が推薦し、教育委員会事務局の選考を経て登用しております。引き続き管理職としての力を備えた人材の登用に努めてまいります。</p> <p>教員の勤務時間については、校務運営に支障がない場合に開始又は終了时刻を変更できる時差勤務制度を導入するなど、より柔軟な働き方ができるよう勤務条件の充実に努めているところです。また、教員のテレワークについては、校務運営に支障がない場合に限り、承認される制度となっており、夏季休業期間等の長期休業期間中などに利用されています。フレックスタイム制度の導入など、いただいたご意見は今後の参考とさせていただき、より一層の働き方改革の推進に努めてまいります。</p>
127	<p>教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間を「20時間以内」とする方針には、現場の実態とかけ離れた印象を受けます。高学年であっても、学習面・生活面・行事準備など、担任が担う仕事量を考えれば、20時間以内に収めるのは現実的に不可能です。専科や教科担任制が進んでいるといつても、担任の負担が大きく減っていないわけではありません。低学年ではさらに、個々の児童への配慮や保護者対応に多くの時間を要します。クラスの人数が35人以下であっても、子どもの多様性が広がる中で、一人ひとりに丁寧に関わるための時間はむしろ増えています。いろいろな外部サポートが充実してきていることは理解しています。しかし、最終的に子どもの成長に責任をもつのは担任であり、保護者との信頼関係の構築も担任の重要な仕事です。外部支援では代替できない部分が多く、結果として担任の負担は依然として大きいのが現状です。また、教材研究や授業改善のための自己研鑽は、子どもたちによりよい教育を届けるために欠かせません。「月20時間以内」とは、1日あたりおよそ1時間以内という計算になりますが、教材準備・会議・記録・保護者対応を含めれば到底收まりません。早く帰れる人と帰れない人の平均をとって「20時間以内」に見せることはできるかもしれませんが、それでは意味がありません。平均値の裏で、遅くまで働き続ける教員の努力と疲弊が見えなくなってしまいます。数字を整えることよりも、業務の精選や人員配置の充実、外部支援との役割分担の明確化、そして何より教員が健全に働ける環境づくりを実態に即して進めていただきたいと思います。</p>	<p>働き方改革については、令和元年度に「学校園における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という。）を、令和5年度に第2期プランを策定し、スクールサポートスタッフなど専門スタッフの配置や、欠席連絡等アプリの導入による業務負担の軽減など、様々な取組を進めてきたところです。</p> <p>その結果、教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間は、令和6年度実績において、幼稚園20時間28分、小学校23時間34分、中学校37時間31分となっていることから、令和11年度末の目標において、幼稚園及び小学校は月20時間以下、中学校は月30時間以下としています。</p> <p>長時間勤務、休職者の割合、退職者数、人材確保について課題として認識しており、いただいたご意見を今後の参考とさせていただき、より一層の働き方改革の推進に努めてまいります。</p>
128	<p>働き方改革のところ。嘆然としました。先生たちかわいそう。意味をなしそうな施策がないじゃない。「電話音声ガイダンス、通話録音装置の導入」にいたっては、保護者をバカにしているのかと言いたい。メンタルヘルス対策も、形だけじよ。結局は、自分で整えなさいと言われていると聞きます。欠員補充制度も、全然追いついていないと聞きます。産・育休は想定して補充するのは、この仕組み良いと思います。問題は、病休、中途退職。先生たち、ほんとかわいそう。先生増やします！とか、1学級の子どもを減らします！とか、そういうこと言えないのかな、大阪市は。</p>	
129	教員の労働時間を短くしてほしい。先生方も過労死寸前です。	
130	<p>採用試験に合格しても「大阪から人が逃げていく」状況に、大阪の教育の未来はどうなるのかと危惧します。残業代含め、特休法のあり方、長時間過密労働の教職員の働き方の改善をしてください。また、上からの押しつけではなく、自主的な研修をする時間の確保を進めてください。</p>	

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
131	働き方改革の推進 1か月あたりの平均時間外勤務時間20時間以下 月20日勤務の場合、出退勤時の前後各30分の勤務となる。実際は、帰宅後の問合せやトラブルがあれば長時間必要となる。10月に市長から出された「大阪市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」に沿った対応ができるように一刻も早く教職員が運用できるように整備や周知を徹底していただく必要がある。度を超えた一部のご意見に対しては、教職員の「人権」を守っていただきたい。	令和7年10月1日付けで本市学校園も対象とする「大阪市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」が策定され、当該基本方針及び対応マニュアル等については、各学校園に対して通知を行っております。（令和7年10月17日付）学校園における運用については、学校園特有の事情も踏まえる必要があることから、関係部署と横断的に連携し検討してまいります。
132	先日、徴収金を届けに学校の事務室に行ったところ、事務員の方がテレワーク中とのことで、教頭先生が対応してくださいました。その時に、学校の事務員さんや管理作業員さん、給食調理員さんなどもテレワークを取られていると聞き、少し驚きました。先生方の働き方改革が進められているのは理解していますが、学校現場では、管理職の先生方の負担がむしろ増えてしまっているように見えます。テレワークなどの制度を導入する際は、現場の実情に合わせて慎重に考えていただきたいと思います。また、学校で働く方々の勤務体制や休暇制度についても、今の時代に合っているのかどうか、もう一度見直してほしいと感じます。一度制度を作るとそのままになっているようなものもあるのではないかでしょうか。例えば、学校の開閉を管理作業員の方が行なうようにすれば、管理職の先生の負担も減り、だらだらと残って仕事をする先生も減るよう思います。管理職の先生方が、そうした勤務実態をしっかり把握できる仕組みがあつても良いと思います。学校の先生方は、子どもたちのために本当に一生懸命働いてくださっています。現場がもっと働きやすくなるような、本当の意味での働き方改革を進めてほしいです。	テレワーク制度については、各学校園の実情に合わせて実施できるよう、校務運営に支障が生じない範囲で認めること、特定の教職員に偏らないようにしてことの2点を踏まえて実施することを学校園に通知していますが、現場の実情に応じた制度運用となるよう努めてまいります。 働き方改革については、令和元年度に「学校園における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という。）を、令和5年度に第2期プランを策定し、ワークライフバランス支援員など専門スタッフの配置や、欠席連絡等アプリの導入など、管理職の負担軽減も含め、様々な取組を進めてきたところです。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただき、より一層の働き方改革の推進に努めてまいります。
133	【部活動】部活動が民間委託される方向に流れていますが、働き方改革及び部活顧問を希望しない職員が増えていることがその要因であると思いますが、部活動を持ちたいという気持ちのある教員がいることも考えていただきたい。私は部活動の顧問をしています。これからも部活動の顧問をしたいと思っています。部活動は大切な学校の文化であると思います。生徒の心身の健全育成に果たす役割は大であると考えます。	将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保と、顧問となる教員の負担軽減に向か、部活動のあり方について検証を重ねており、持続可能な活動環境へ整備していく必要があると考えています。また、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させていくことも必要であると認識しています。 今後も、国の動向を注視するとともに、今後の大阪市立中学校における部活動のあり方について検証を進めてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
I34	部活動の見直しを、生徒、教職員両方の立場から、改善を求めます。	<p>将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保と、顧問となる教員の負担軽減に向け、部活動のあり方について検証を重ねており、令和5年度より市内4拠点において、休日の部活動の地域移行モデル事業を民間事業者へ運営を委託し、実施しております。</p> <p>また、部活動指導員活用事業により、教職員の負担軽減及び、部活動指導体制の充実を推進してまいります。</p> <p>今後も、国の動向を注視するとともに、今後の大阪市立中学校における部活動のあり方について検証を進めてまいります。</p>
I35	<p>まず、1点は先生方の心のケアをお願いしたいことです。数年前、我が子がお世話になった小学校で学級崩壊がありました。その原因は先生の指導力不足ではなく、児童の先生方に対する攻撃（暴力ではなく精神的なもの）でした。学年の先生方全員で対応したものの解決に至らず、休職された先生もいらっしゃいました。児童の中には先生を救おうと行動した子もいましたが、崩壊を止めることはできませんでした。当時、誰にも言わなくて欲しいと個人懇談の際に心の内を吐露された先生方がいらっしゃいました。同時期ではありませんが、40代の先生2名です。お二人とも学年主任をされてました。私は保護者の1人、カウンセラーでも相談職でもありませんでしたが、お話を聞き、心が痛くなりました。私はただうなづくことしかできず、先生方のお力になれなかつたことが悔しくてたまりません。現役の先生方に寄り添うスーパーバイザー・カウンセラー等、校内に配置して頂ければ心強いと思います。</p>	<p>学校園教職員のメンタルヘルスにつきましては、課題として認識しています。</p> <p>教育委員会では、ハラスマント・メンタルヘルス相談窓口を設置し、教職員からの相談に対応するほか、管理監督者等メンタルヘルス等相談において管理職や教職員に対して産業医が面接を行っています。</p> <p>また、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に産業面会談を実施するなどメンタルヘルスの保持・増進、メンタル不調の早期発見・早期治療、休職後の再発防止等にかかる事業を展開しているところです。</p> <p>いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただき、対策の充実に努めてまいります。</p>
I36	給特法（公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法）が本年6月に改定されました。しかし、残業代ゼロ条項の継続が決められました。労働基準法を守らないのは、「法規範を逸脱するような法律を国の大層の教員に対して国が法として定めるということは、恥であり罪であるという事柄に他なりません」国会参考人が述べました。本田由紀東大教授です。偽りの「働き方改革」を許しません。	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正内容を踏まえ、本市としても適切に対応してまいります。
I37	p.60 「管理職に女性」 性別関係なく能力で採用してはダメなのですか？女性が大阪市で教員になったら管理職にならされる、と思うと大阪市の教員として来る者も来ないので。	管理職の登用については、管理職としての適性、平素の勤務実績、経験などを総合的に考慮し、教頭・指導主事にふさわしい人物を校長が推薦し、教育委員会事務局の選考を経て登用しております。引き続き管理職としての力量を備えた人材の登用に努めてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	7-2 教員の資質向上・人材の確保	
138	教員の職業上の自由（ユネスコ教員の地位に関する勧告）が最も奪われている大阪市において、資質の向上も、人材の確保もあり得ません。「大阪市を受験しない方が良い」と教員養成系大学の担当教員から言われていることがメディアで公表されているにも関わらず何を書いているのか。	本市では教員養成・採用・研修を一体的に推進し、教員が自律的に学び、成長できる環境づくりに努めております。今後も、教員の成長を支える環境整備や教職の魅力発信に継続して取り組んでまいります。
	7-5 カリキュラム・マネジメントの推進（校園長のマネジメント強化）	
139	現行学習指導要領について、メディアでもカリキュラム・オーバーロードが言われています。私達は実施前から指摘してきました。子どもたちは疲弊しています。結果として「学力」も低下しました。カリキュラムの問題を反省せず、学校にマネジメントを求めるのは誤りです。	本市ではこれまで、学習指導要領に基づき、学校組織全体で取組を進めるカリキュラム・マネジメントの充実をめざし、管理職、教員を対象としたカリキュラム・マネジメント研修の実施や研究協力校における実践の推進などに取り組んでまいりました。現在、文部科学省中央教育審議会において、次期学習指導要領改訂に向け、学習内容の精選や弾力化、標準授業時数の柔軟化などの議論が進められております。これらを踏まえ、いただきましたご意見も参考にするとともに、引き続き各学校園におけるカリキュラム・マネジメントへの支援に努めてまいります。
140	p.66 校長経営戦略予算ですが、前任の校長が始めた事を簡単に止めてしまうのも現場が振り回されますが、前任の校長が始めた事を惰性で継続し続けるのも現場の活気がなくなりどうかと思います。前校長戦略を引き継ぐとしても数年に一度の評価、見直しをお願いしたいです。	校長経営戦略支援予算は、各校長が、学校の特色、学校が所在する地域の特性その他の実情に応じて毎年定める「運営に関する計画」を達成するために必要な経費として、教育委員会に対し要求するものであり、「運営に関する計画」で定めた目標の達成状況については、学校評価に含めて毎年評価する必要があります。各学校には、前年度の学校評価の結果等をもとに、現状と課題を洗い出し、課題解決に向けた目標を適切に反映した「運営に関する計画」を策定するよう引き続き指導してまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
141	7-6 学校配置の適正化 統廃合をする上で、通学距離が長くなることが、低学年児童にはかなりの負担となっている。安全面もふまえ、配慮してほしい。	教育委員会では、学校配置の適正化にあたり、通学距離を小学校は2キロメートル以内、中学校は3キロメートル以内を基準とするとともに、通学が児童生徒の過度な負担とならないよう配慮しながら取組を進めています。 また、通学路や通学路の安全対策については、学校再編整備計画策定後に、区担当教育次長（区長）が学校適正配置検討会議を立ち上げ、保護者や地域の皆さんからご意見を伺った上で、学校とも連携して検討をしています。さらに、開校までの間に、交通管理者である警察や道路管理者である建設局と連携しながら安全対策を実施し、開校後は「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っており、今後とも必要な取組を継続してまいります。
142	統廃合について：小学校、中学、高校等は、地域の災害時の避難場所として、大切な役割を担っていると思います。強制的に廃校するのはやめて下さい。統廃合で通学時間が長くなり、大通りを横断したりと、通学に不安を感じます。通学の安全を守って下さい。	教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に關係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。 学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さんからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
143	<p>「学校配置の適正化」の名のもとで、地域の学校をつぶさないでください。少人数学級に実現で、教職員を大幅に増やし、ひとり一人行き届いた教育を実現してください。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p>
144	<p>学校つぶしをやめて、35人学級を実現して下さい。</p>	<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
145	統廃合で小学校の通学時間が長くなり、また、大きな道路を横断、通行することにより危険箇所が増えています。通学の安全を守って下さい。	<p>教育委員会では、学校配置の適正化にあたり、通学距離を小学校は2キロメートル以内、中学校は3キロメートル以内を基準とするとともに、通学が児童生徒の過度な負担とならないよう配慮しながら取組を進めています。</p> <p>また、通学路や通学路の安全対策については、学校再編整備計画策定後に、区担当教育次長（区長）が学校適正配置検討会議を立ち上げ、保護者や地域の皆さまからご意見を伺った上で、学校とも連携して検討をしています。さらに、開校までの間に、交通管理者である警察や道路管理者である建設局と連携しながら安全対策を実施し、開校後は「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っており、今後とも必要な取組を継続してまいります。</p>
146	少子化という理由で小中学校を統廃合したりしないでください。通学の登下校にかなりの時間をついやしている子供もいます。校内では大人数で先生自身も1人1人の子供達を向き合う事が難しくなっています。子供達も授業についていけない、友達ヒトラブルがあったり悩みがあっても先生に相談できないなど、教員不足も含めて、色々な意味でつめこみ過ぎは良くないと思います。教員を増やす為にも、教員が苦しくならないように手厚い援助が必要です。	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>通学については、本市では通学距離を小学校は2キロメートル以内、中学校は3キロメートル以内を基準とするとともに、通学が児童生徒の過度な負担とならないよう配慮しながら取組を進めています。また、通学路や通学路の安全対策については、再編整備計画策定後に、区担当教育次長が学校適正配置検討会議を立ち上げ、保護者、地域の皆さまのご意見を伺った上で、学校とも連携して検討をしています。さらに、開校までの間に、交通管理者である警察や道路管理者である建設局と連携しながら安全対策を実施し、開校後は「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。</p> <p>新たな学校の開校前後には教員等を増配置するなどの取組も行っており、今後とも必要な取組を継続してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
147	<p>学校統廃合はしないでください。それで遠くの学校に通うことになれば登校時間、距離など子どもの負担や危険にもなる。大人数・大規模校でなく、小さい学校、少人数学級でゆきとどいた教育をしてほしい。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例・規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長(区長)のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者や地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>通学については、本市では通学距離を小学校は2キロメートル以内、中学校は3キロメートル以内を基準とするとともに、通学が児童生徒の過度な負担となるよう配慮しながら取組を進めています。また、通学路や通学路の安全対策については、学校再編整備計画策定後に、区担当教育次長が学校適正配置検討会議を立ち上げ、保護者や地域の皆さまのご意見を伺った上で、学校とも連携して検討をしています。さらに、開校までの間に、交通管理者である警察や道路管理者である建設局と連携しながら安全対策を実施し、開校後は「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っており、今後とも必要な取組を継続してまいります。</p> <p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
148	<p>統廃合による小中学校</p> <p>そういう意味で今、統廃合を進めるのは逆行していると思います。コロナ禍でも交代登校しなくて良い学校もあり、子どもたちの精神も落ち着いたとデータが出ていると思います。少子化になっている今、一人一人に行き届いた教育をするために、統廃合は止めてください。住人の避難所でもあると思うのですが、そこも考えると統廃合は、すべきではありません。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>
149	<p>公務員削減・教職員削減が本当の目的です。「学校配置の適正化」（学校統廃合）に対する市民の反対の声が各地域で湧き上りました。小規模校では子どもたちにゆきとどいた教育が行われています。保護者、地域住民にも支持されています。「小規模校のデメリット」に教育学的根拠はありません。「学力」も高く、大規模校でいじめや不登校が多いことが報告されています。偽りの、教育学的根拠のない理由で学校統廃合を強行するのはやめるべきです。</p> <p>教育委員会は2025年4月「学校配置の適正化の推進のための指針」を改正し、保護者や住民の反対の声があっても統廃合を強行する方針を改めて示しました。「しかしながら、保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。」</p> <p>学校は、子どもたちは地域に守れて育っています。地域住民の意見を聞かない姿勢は地方教育行政がとってはならないことです。地方教育行政の根本にかかる重大な「改正」を認識し、学校統廃合を止めるべきです。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討を進めるにあたっては、保護者、地域の皆さまの意見を十分にお聴きするとともに、皆さんにご理解を深めていただけるよう丁寧にご説明を行うこととしています。また、学校再編整備計画策定後も、保護者、地域の方からご意見をお聴きすることとしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の教育環境の改善及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
150	p.67 学校配置の適正化 半年後のアンケートですが、設問内容を公開して欲しいです。	アンケートの設問については、下記URLから「第4回配付資料」の4~10をご覧ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000177833.html
151	<p>特に小学校の統廃合について「学校配置の適正化」というが何が適正なのかどこが適正なのかが分からない。小規模校だからこそそのゆきとどいた教育が行なわれ、地域に守られ支えられて学校運営もより豊かに進められていることだと思います。</p> <p>「切磋琢磨」は程よい環境の中でこそ互いに高め合えるものです。人数が多くなり、競争力を養うことが、本来の学校教育のあり方でしょうか。競争させるより「ひとりも取り残さない」教育が公教育にもとめられているのではないか。</p>	<p>一般的に小規模校は、学校としてまとまりやすい、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすいなどの利点があります。一方で、クラス替えができないため人間関係が固定化する、集団の中での経験を通じて能力を育む機会が減少する、教育活動の幅が狭くなるといった様々な課題もあります。</p> <p>教育委員会では、このような課題の解消を図るため、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためは、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。なお、同条例では、教育委員会は学校の規模を適正規模にするよう努めなければならないとし、小学校の適正規模は12学級から24学級と定めています。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
152	<p>地域とのきめ細かいコミュニティづくりを推進とは程遠いと思います。学校統廃合を、「適正化」の名のもとに、地域の声を推進していることに、怒りを感じます。これ以上学校をつぶさないでください。少人数学級を推進してください。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校的配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
153	<p>学校統廃合を進め、地域コミュニティをつぶしているのは誰か。</p> <p>橋下徹元大阪市長は2013年4月の記者会見で、「外部の公募校長が大金星」、「教育現場は感覚おかしい」、「日本の学校はまともな組織になっていない」、「PTAは学校運営については口は出せません。それは勘違いしています。…学校運営について意見を述べるのは学校協議会です。PTAじゃありません」と言い放ちました。</p> <p>大阪市教育委員会は2025年4月「学校配置の適正化の推進のための指針」を改正し、保護者や住民の反対の声があっても統廃合を強行する方針を改めて示しました。</p> <p>しかしながら、保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>
154	<p>合意抜きの学校統廃合は実施しない</p> <p>学校統廃合は子どもたちに重大な影響を与えます。また学校は地域コミュニティの核であり、地域に大きな影響を与えます。経費削減中心の学校統廃合は実施しません。</p> <p>小規模な小中学校の統廃合については地域住民の丁寧な合意抜きには行いません。小規模校の特色を生かした教育活動を支える計画を策定します。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討を進めるにあたっては、保護者、地域の皆さまの意見を十分にお聴きするとともに、皆さんにご理解を深めていただけるよう丁寧にご説明を行うこととしています。また、学校再編整備計画策定後も、保護者、地域の方からご意見をお聴きすることとしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の教育環境の改善及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向8 生涯学習の支援	
155	すべての学校に図書館司書を配置してください。	全小中学校及び義務教育学校に、読書支援や調べ学習等、学習支援に重点を置いて学校図書館の運営業務を担う学校司書を配置しています。（1区に1校を基本に1校専任週4日30時間の「主幹学校司書」、主幹学校司書配置校以外は週1日6時間、25学級以上の大規模校に週2日12時間配置）有効な学校司書の配置体制について、引き続き検討してまいります。
156	小中学校に学校司書は配置されていません。週に1日の非常勤です。図書館を重視しているなら、大阪市中央図書館の事態はおこりません。	
	8-1 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組	
157	また、「生涯学習」という言葉も掲げられていますが、入試制度が今のままでは、子どもたちが自ら学び続ける意欲を育むのは難しいのではないかでしょうか。義務教育の中で探究的に学んできた子どもたちも、中学3年生になると受験のために知識を詰め込む学習に変わってしまいます。これでは「生涯にわたる学び」にはつながりません。入試制度の方も含めて、生涯学習につながる仕組みを検討していただきたいです。	第4次生涯学習大阪計画において、生涯学習とは、子ども・青少年期に学校において行う学習のみならず、生涯にわたって行うものであり、市民一人一人が自らに適した手段・方法で、主体的に生きる力を身に付け自己実現を図るものとしています。さらに、学んだ知識・技術等を活かして、社会に参画したり、直面する様々な課題を主体的に解決したりすることも重要な視点です。 引き続き、子ども・青少年の学びを支援してまいります。
158	p.68 生涯学習ですが、基本、学校の教室等を利用するようですが、学校が地域の端にあり利用しにくいとの声や、インターホンを押して入って行くのに抵抗があるという声があります。生涯学習の場を小学校に限定せず、地域の福祉会館等でも実施できるようにして欲しいです。 生涯学習予算と、学校体育施設開放事業実施要綱予算については地域活動協議会が窓口になっていますが、地活協とは違い、決算の報告が杜撰であるように思う。過去に校庭開放の会計監査をした事がありますが、領収書に購入明細がなかった事を指摘すると、担当者は「これで通る」と言い、実際問題にならなかった。PTAの保護者で構成されるクラブ活動と校庭開放で使う道具が重複していたり、使用する人が固定されている傾向があり、私用で使う物まで校庭開放予算で購入していくなど、不正がないか気になっています。地域では教育委員会予算は杜撰、との印象を払拭できません。	生涯学習ルームは小学校の特別教室等を活用し、身近な生涯学習の拠点として、様々な講座の実施を通して学習機会の提供を図ってきました。しかしながら、児童数の増加、老朽化などによる校舎の増改築、学校の再編等のやむを得ない事情がある場合は、その実施場所についても柔軟に検討していく必要があると認識しております。
	8-2 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	
159	大阪市立中央図書館HPは、「中央図書館窓口等委託事業者の交代に伴う業務の停滞について 大阪市立中央図書館において、令和7年4月1日から、窓口等業務委託の受託事業者が交代したことにより、予約された図書等をお渡しするまで長期間お待たせしているとともに、返却された図書等を所定の位置に戻せていない状況が続いております。」と市民に謝罪しました。 なんでも民営化、民間委託で市民要求に応えることができず、市民・子どもの読書活動に弊害が生じたことに根本的な反省がありません。文化を軽視する市政の現われだと言わざるを得ません。	図書館の運営につきましては、業務内容によって民間委託を活用しており、中央図書館の窓口業務につきましては、一部民間委託しております。 引き続き、図書館を利用される皆様に快適にご利用いただけますよう取り組んでまいります。
160	p.70 子供の読書について。小学校は図書の時間があり、中学校と比べても本に親しむ時間は確保されていると言えますが、中学校では授業がない上に、放課後すぐにクラブ活動が始まり、図書室の利用がほぼなくなります。学校の取り組みとして、授業後学活が終わってクラブへ移動する間の10分～15分でも図書室へ行く時間を確保し、それが当たり前の慣習になるようにして欲しいと思います。具体的には、元気UP、ボランティア、学校司書がいる曜日は、クラブのスタートを意識的に15分遅くするなど、子供の読書の機会を戦略的に確保して欲しいです。	中学校における図書室利用等の学校裁量の時間の確保につきましては、文部科学省からの通知に基づき、各校の実情に合わせた指導体制や教育課程の工夫・改善等により、教育の質の向上を図るよう周知を行っております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	8-3 学校図書館の活性化	
161	学校図書館に常勤・専任の司書を配置してください。	
162	これまでの成果と課題として、学校司書の配置により、学校図書館の蔵書を活用した読書活動の推進や授業支援などが進んでいます。また、主幹学校司書配置校での実践事例を共有することで、他の学校の改善にもつながりました。とあります、週4日の配置の学校では様々な実践事例が上がってきていることでしょう。それを共有するといつても週1回の配置では物理的に無理があります。具体的な取組として、学校図書館のより効果的な活用につながる人的整備（学校司書配置や、学校図書館に関わるその他の職員、図書、ボランティア間の協働）とあります。まずはより具体的に週4日配置の学校図書館司書の配置を予算を組んで実現してください。学校間の格差が広がっています。全小中学校で週4日の司書配置を目指して大阪市教育振興基本計画に計画を明示して取り組んでください。	主幹学校司書配置校での実践事例を共有することで、他の学校の改善につなげるよう取組を進めているところです。共有した実践事例が有効に活用されるよう、学校司書、教職員への研修等を一層充実させてまいります。また、有効な学校司書の配置体制について、引き続き検討してまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
163	学校図書館について 学校図書館は、家庭の経済力や地域差など、子どものおかれている環境とは関係なく、全ての子ども達に公平に本にふれあえる機会をもたらします。けれど、現実的には、他府県、他都市と大阪市の差、大阪市内でも司書が週4日勤務する学校と、週に1日しかいない学校の差。こどもたちにとって、大きな不幸だと思います。どうかお願いします。これからを生きていくこどもたちのために、大切な予算を考えてください。使ってください。私は大阪市の学校図書館を考える会のひとりです。	
164	大阪維新の会は、図書館司書は必要ないと立場です。 「学校図書館年に関する決議」案に対する我が党の見解 令和2年2月13日 日本維新の会 政務調査会長 浅田 均 政務調査会長代行 浦野靖人 「日本維新の会は、決議案にある『学校司書の配置促進と専任化など学校図書館のさらなる拡充』には同意できません。公立学校の図書館であれば、やみくもに公務員の数を増やすことにつながりかねないと考えるからです。」許せません。	
165	学校図書館に専任の司書を直ちに配置する 主体的で対話的で深い学びが求められています。読書や調べもの、自発的な学習を進めるために学校図書館の果たす役割は大きい。蔵書を増やし専任の司書を全校にただちに配置します。	
166	p.72 小学生に「読みたい本がありますか？」と聞けば、漫画が読みたいと返ってくると思います。学習漫画だけでなく、教育委員会で推奨できるマンガのリストを用意して頂けたらよろしくお願いしたいです。	読書を狭くとらえず、漫画も含めて、興味や関心に合った本と出会うことが、子どもの読書意欲を高め、豊かな読書経験につながると考えます。読みたいと思える本が身近にある環境整備を一層進めてまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	基本的な方向9 家庭・地域等との連携・協働した教育の推進	
167	p.25 この目標ですが、学校側の意見だけでなく、地域や保護者からの意見は聞かないのですか？ お互いの評価をすり合わせないと、あまり意味がないと思います。	この施策目標については全国学力・学習状況調査の質問を活用しており、学校が、地域や保護者の意見が反映された学校協議会の見解を踏まえて回答していると認識しております。
	9-1 教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進	
168	市民局から本市各校へ依頼されている児童向け啓発冊子「町会ってなあに？」と、令和7年5月1日付け教委校「教員の働き方改革に関するチラシ（市長メッセージ）の送付について」の互いの趣旨に矛盾を感じます。学校現場において、地域・保護者のつながりが薄れてきていることを実感する毎日であり、このような啓発冊子を子どもたちに配付することも十分理解できます。しかし、市民局・教育委員会事務局によるたてわり行政感が否めず、本市としての教員の働き方改革に対する「本気度」が見えてきません。区役所や学校が、関係を壊せない地域の方々に、冷や汗をかきながら地域行事参加に関するお断り等の折衝をしている現状があり、せめて、市民局様または教育委員会事務局様としてのこの矛盾（？）に関するご認識を、区役所と学校が理解できるよう、モチベーションが上がるようご説明いただきたい。	本市におきましては、地域学校協働活動に関する事業として小学校区では「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」、中学校区では「学校元気アップ地域本部事業」を実施しており、学校教育を支援する取組、教育コミュニティづくりにつながる活動、学校と地域をつなぐ情報の収集、発信などさまざまな取組を進めております。こうした地域学校協働活動は、学校にとって、学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の実現に寄与するものであり、教育に関わる課題に、地域や保護者と役割分担して取り組む体制を築くことは学校の負担軽減につながるものと考えております。 また、教員の働き方改革の観点においても、学校と地域の連携の重要性は変わるものではなく、地域と学校が協力してアイデアを出しながら、教員の負担を少しだけ軽減し、より働きやすい職場となるように取り組んでまいります。
169	さらに、地域連携についても、海外から来られた方々とのつながりをどのように築いていくかが今後の課題だと思います。一方で、外国人対応に追われることで、行政サービス全体の質が下がってしまわないかも心配です。誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、今後の施策に反映していただけることを期待します。	本市においては所属横断組織として「大阪市多文化共生施策推進本部」を設置し、複合的な課題に対し施策分野を横断的に連携し取り組むとともに、教育委員会事務局として同推進本部のもとに「識字・日本語教育推進部会」「外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援に関する部会」を設置し、関係部局や各区役所と連携・協力しながら、取り組みを推進してまいります。
170	学校協議会設置について橋下徹市長（当時）は、次のように述べました。 「必ずこれは教育行政の中に政治が不当介入してきたという話に必ずなりますけどもね、政治というのは悪じゃない…住民代表だという立場に立てばですね、これは悪ではなくて住民の価値観を入れていくんだ教育基本条例含めてですね、学校活性化条例含めて今回こだわったのは、区長が学校協議会の中にやっぱり関与していく。…委員の任命だったりとかですね、それから学校協議会の運営についてはこれは区長がサポート役に入っていますからね。そういう形で今の教育行政、教育現場にですね、住民の皆さんの保護者の価値観いうものを反映させていくってことは、非常に重要なこと。」（2012年8月1日） 大切な事は、子ども、保護者、教職員という学校教育を構成する3者の直接的で自由な結びつきであり、PTA・地域住民との信頼関係です。区長による学校教育介入を許してはなりません。	学校や地域のニーズに合った教育施策を進めるための仕組みとして、本市では、分権型教育行政を推進しています。区長は、区担当教育次長として教育長の一定の権限と責任を分担し、区内の教育行政をすすめるため、学校・教育コミュニティをサポートします。学校協議会においては、委員の推薦は区長を通じて行われ、区長をはじめとする職員が会議に立ち会い運営状況の把握や実施報告書の確認を行うなど、学校協議会の運営を補佐する役割を担っています。
171	p.73 元気UPとNPOの居場所づくりの関係がいびつになりつつあると感じています。居場所作り予算を教育次長予算でやるのか、校長戦略予算でやるのかわかりませんが元気UPに求められていた部分に別の団体が入ってきて出して、現場が複雑化しています。整理整頓して欲しいです。学校協議会委員を担うPTAですが、PTAの加入の意思確認の徹底と、大阪市PTA協議会の決算をHPにUPするよう指導して頂けませんか？	本市においては、「PTA活動の手引き」において、PTA加入の意思確認を行いうよう記載しております。またホームページへの掲載については、大阪市PTA協議会は公の支配に属さない社会教育関係団体であり、決算のあり方等について強制はできないものと考えております。
172	保護者、教職員、子どもが参加した学校推進協議会の設置を地域に開かれた学校、豊かな教育を進めるために希望のあるところは、保護者、教職員、子どもが参加した（仮称）「学校推進協議会」を設置することができる。 条例既定の学校協議会は、委員選任に市長が任命した区長が意見を述べるなど教育への介入を招く場になっていたり、教職員が委員として参加できない、子どもの参加がないなど教育を協議する場としては大きな問題がある。	本市においては、大阪市立学校活性化条例に基づき、全ての学校園に学校協議会を設置しています。今後、保護者や地域住民など学校関係者の意向をより反映するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）のコミュニティ・スクールの動向等を踏まえ、学校運営協議会への移行など体制基盤づくりを図ります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
	その他	
173	最後に、区を超えた学校選択制の実現を望みます。居住地によって教育機会が制限されることのないよう、柔軟な仕組みを検討してほしいです。以上のように、現場の実情を踏まえた現実的で実効性のある教育施策を期待しています。	<p>本市における学校選択制は、実施の有無、実施する場合の手続き・要件について、区担当教育次長が作成した学校選択制の方針案をもとに、教育委員会議の議決により決定することが本市の規則で定められています。</p> <p>区を超えて学校を選択できるという制度を導入する可能性について検討する場合、区ごとに定められている「選択の範囲」や「選択における優先」の内容が異なるといった制度面での課題や、「通学の安全性」がより損なわれることになる可能性があるといった運用面での課題などが考えられます。</p> <p>このため、導入の可能性を検討するにあたっては、行政区域を越えた業務執行体制のあり方にかかる市全体の議論を注視しつつ、学校選択制導入時におこなわれた議論経過、各区における制度運用の状況、学校選択制の検証で見えてきた課題等を踏まえるとともに、就学事務の権限を有し、各区の学校選択制の制度設計を行う区担当教育次長でもある区長の意見も十分に伺いながら議論を深め、様々な角度からの検討が必要であると認識しております。</p>
174	そして「学校選択制」により地域間格差・学校間格差がより広がり、小規模校化を加速させている現状にも目を向け、「学校選択制」をなくし元に戻して下さい。	<p>学校選択制の導入にあたっては、平成24年10月に策定した「就学制度の改善についての方針」をもとに、平成26年度より順次、各区長が保護者を中心とした区民の意見を十分踏まえ、区の実情に即した就学制度改善の方針案を策定しております。</p> <p>令和3年度には、制度導入時に小学校へ入学した児童が中学校へ進学する時期に達したこと等から、一定の検証を行うこととし、外部有識者によるデータ分析の助言や学校長との意見交換を行い、令和5年3月に検証報告書をとりまとめたところです。</p> <p>検証は、「制度の満足度」や「学校教育への関心」、「特色ある学校づくり」が進んだかといった9つの視点ごとにアンケート結果に基づきデータ分析を行い、保護者全体の約7割が「良い制度だと思う」との回答をいただいている、今後とも制度実施は必要と考えております。</p> <p>また、検証から見えてきた課題として、学校規模のように学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題、事実と異なる風評やいわれなき忌避意識の問題、通学路の安全確保の課題などがありますが、そうした課題が固定化することのないよう、学校案内や各区のHPで積極的に正しい情報発信を行うなど、引き続き多方面から対策を講じてまいります。</p>
175	中学校の夜間学級について全く触れられていないのはなぜでしょうか。	<p>本市の中学校夜間学級につきましては、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしていると認識しております。</p> <p>引き続き中学校夜間学級の教育活動がより充実するよう努めてまいります。</p>
176	p.26 区担当教育次長の活躍がイマイチわかりません。大阪市教育委員会HPで、各区担当教育次長の取り組みを紹介して欲しいです。	<p>区担当教育次長の活躍について、一部ですが下記URLで公表しております。</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/higashiyodogawa/cmsfiles/contents/0000424/424271/higashiyodogawa2_pt04.pdf</p> <p>また、各区の取組につきましてもHPにて記載させていただいております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
177	<p>教員の「評価システム」を中止すること</p> <p>教員の評価・差別賃金は、集団で学校教育に取り組む上で、相応しくなく、分断と不信感をもたらしています。地域の教育環境、子どもの実態、家庭の情況など、教育条件が違う中で、教員の評価はテストで客観的な側面はあるものの、客観的に出来ません。また、教育の重要な「思いやり、協調性、責任感、根気力」などの育成の評価は困難です。教員が一致協力して取り組む学校教育に有害な評価システムは廃止しかありません。</p>	<p>人事評価制度につきましては、地方公務員法第23条の2第1項において「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない」と定められているとともに、大阪市職員基本条例第17条において、「人事評価は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的として行う。」「人事評価の結果は、任用及び給与に適正に反映しなければならない。」「昇給及び勤勉手当については、人事評価の結果を明確に反映しなければならない。」と定められています。人事評価結果を活用しつつ給与反映方法等を工夫することが、頑張った職員に報いることであり、そのことが職員のやりがいや、ひいては市民サービスの向上につながるものと考えております。今後とも関係法令等の趣旨にのっとり、適切な運用に努めてまいります。</p>
178	<p>働き方改革推進について、教員の週当たり担当授業時数を減らす方向性が必要ではないか。</p>	<p>文部科学省からの通知に基づき、授業時数や学校行事の在り方にについて点検・見直しを行うよう、各校への周知を行っております。特に、年間の標準時数を大幅に上回っている教育課程を編成している学校に対しては、週当たりの授業時数を減じるなどの方策を示しながら、見直しを前提とした点検を行うように求めているところです。</p> <p>また、チーム担任制の推進や小学校における教科担任制（専科指導）の導入により、教員の週当たり担当授業時数の負担軽減にも引き続き取り組んでまいります。</p>
179	<p>基礎基本を身に着ける教育を推進すること</p> <p>学校に求められているのは、読み、書く、話す、聞く、計算などの基礎基本を身に着けることが優先されなくてはなりません。</p>	<p>大阪市教育振興基本計画において、誰一人取り残さない学力の向上を明記しております。今後も基礎基本を身につけ、学力の定着を図れるよう教職員研修等を通じ、周知してまいります。</p>
180	<p>少人数学級について：少人数学級であれば、教師の国がゆきどき、子ども達も安心して学べるし、給食や休み時間も余裕をもって過ごせると思います。いじめや不登校も減ると思われるし、何かあっても先生はすぐ対応できると思います。</p>	<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p>
181	<p>不登校やいじめ問題が増え続け、児童も保護者も大変苦しんでいます。教職員も又、評価主義で給与にも差がつけられ分断が進んでいます。テスト漬けの競争教育がそれに拍車をかけています。児童の悩んでいる事を保護者として相談したいが先生が忙しくて相談できない等、家庭と学校との結びつきや信頼関係もやらいでできていると思います。まずは、1クラスの人数を減らす少人数学級を実施して下さい。又、障がいのある児童生徒のダブルカウントを行う事で1クラス増やすこともできます。障がいのある児童生徒もまずは全体の人数で数えてクラスの数を決めれば、障がいのある児童生徒も特別支援学級との2拠点が保障され、安心して過ごせる場所も増えます。ダブルカウント復活を強く望みます。</p>	<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p> <p>特別支援学級については、1学級の標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
182	教育課程については、上から押し付けるのではなく、学校現場、とりわけ日々研鑽を積んでいる教職員の自主性を尊重してください。	教育課程につきましては、各校において編成するものであり、全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要です。引き続き、各校が児童生徒の実情に応じて教育過程を工夫・改善できるよう教育過程に関する説明会等を実施し、週当たり授業時数27・28単位時間の設定や、小学校40分授業・中学校45分授業の導入、不定期の授業時数の工夫など柔軟な教育過程の編成に関する情報提供を行ってまいります。
183	コロナ禍の「分散登校」では、ひとりひとりの子どもたちの声が聞けて良かったとの声が多かった。その経験を生かしてぜひ少人数学級を実現してほしい。	公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。 なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。
184	少人数学級にしてください。	公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
185	のびのびと学べる学校にするために、先生を増やし、少人数学級（25人以下）にしてください。	公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。 なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。
186	体育館の冷房を早くし下さい。	体育館のうち、中学校体育館につきましては、大規模災害時の暑さによる高齢者や乳幼児などの災害弱者の方の二次被害の防止の観点と中学校の部活動等における生徒の熱中症対策としての効果も勘案して、令和4年度までに市内全中学校の体育館にエアコンを設置しております。
187	まず1日も早く、体育館にエアコン整備をして下さい。	また、小学校の体育館エアコンの設置に関しましては、「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者が本年9月8日に決定しており、12月の契約に向けた手続きを進めております。
188	小中学校の体育館に冷暖房完備の空調を設置してください。熱中症対策はもちろんの事、この先の災害などに備えて避難所になる体育館全てに設置すべきです。	小学校の体育館エアコンの設置に関しましては、「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者が本年9月8日に決定しており、12月の契約に向けた手続きを進めております。
189	小学校の体育館にエアコンを設置すると決めてはおられるようですが、早くつけてくれないと、この気候の中では熱中症になるので、何年もかかるとなれば困る。すみやかに次の夏までにつけてくれることを希望します。いつなんどき大きな災害がきて、避難所となる体育館なので、子ども達のためにも地域住民のためになると思います。	小学校の体育館エアコンの設置に関しましては、「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者が本年9月8日に決定しており、12月の契約に向けた手続きを進めております。
190	酷暑日といわれた今年の夏、体育館に冷房がないのは生命にもかかわる状況です。大阪市内の小学校の体育館には空調がないところが多く、3年かけて設置するのだときいています。来年の夏期に間に合うように予算を組み設置して、熱中症予防にそなえてください。	小学校の体育館エアコンの設置に関しましては、「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者が本年9月8日に決定しており、12月の契約に向けた手続きを進めております。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
191	<p>体育館、特別教室、給食調理室等にエアコン設置を 小学校の体育館等へのエアコン設置を早急に実施します。</p>	<p>体育館のうち、中学校体育館につきましては、大規模災害時の暑さによる高齢者や乳幼児などの災害弱者の方の二次被害の防止の観点と中学校の部活動等における生徒の熱中症対策としての効果も勘案して、令和4年度までに市内全中学校の体育館にエアコンを設置しております。 また、小学校の体育館エアコンの設置に関しましては、「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者が本年9月8日に決定しており、12月の契約に向けた手続きを進めております。 特別教室の空調設備については、快適で学習しやすい環境を整えるため、図書室や音楽室、パソコン教室、中学校の体育館や家庭科調理室などに設置しています。 現在未設置の特別教室への空調設備の導入にあたっては、特別教室への空調設備設置を目的とした事業について、令和6年度中に事業者決定を進めるために入札公告を行ってまいりましたが、入札参加者が無かったため令和6年7月12日実施予定の入札自体が中止となっております。当面の取り扱いについては、既設の空調設備更新や校舎建替え工事と同時に特別教室への空調設備設置を行うこととしております。 給食室への空調設備設置については、他自治体での設置実績を参考に空調設備導入にあたっての技術検討を進めており、設置については空調設備未設置の特別教室や小学校体育館への空調設備の設置時期等も考慮し検討を進めています。</p>
192	<p>今の大阪市の子ども達には、じっくり自分たちで物事を考えたり、友達と遊ぶ時間もない。不登校生徒が1割にもなっている。いじめ、自殺などにも現れるように、人間として成長できない教育環境が原因と思われる。教師の過酷な働き方、教員のなり手不足、学校統廃合による過密教室。子どもは機械や材料ではない。人間として成長できるよう、教師が一人ひとりの子どもと向き合える様、保障すべき。政治が教育に口を出すのは論外。必要な予算を保障すべき。今の大阪市の教育政策は、間違っている。教育振興基本計画素案は、見直すべきです。</p>	<p>本市の子どもたちの現状につきまして、ご指摘のように、自分たちで考えたり友達と過ごす時間の確保や、不登校やいじめなどの課題、教職員の働き方等、さまざまな課題があることを重く受け止めております。子どもたちの最善の利益のために、教育環境を安全で安心な場とし、学力・体力の向上に効果を上げることは、本市の教育行政及び学校運営にとって、普遍的な目標であるとともに継続的な課題もあります。「安全・安心な教育の推進」と「未来を切り拓く学力・体力の向上」および「学びを支える教育環境の充実」の3つの最重要目標を定め、これら3つの目標のための取組を相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進してまいります。いただいたご意見は教育振興基本計画の運用や見直しの際にも参考とさせていただき、今後も現場の声を確実に反映できるよう努めてまいります。</p>
193	<p>宿題が多すぎると思います。 基本的には学校での教育で簡潔してほしいです。 無理なのは1学級の人数が多すぎて1人1人に対応できていないからではないでしょうか? 少人数にしてほしいにも通じますが、これと言った資源が出る国ではないので人間力を上げていって納税者を増やすべきなのに教育予算が少なく、一貫的な詰め込み教育では、行き届きません。</p>	<p>宿題につきましては、授業で学んだ内容の定着や復習、家庭学習の習慣づけ等を目的として、各校で取組内容を決定しております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
194	<p>とにかく、子どもの権利条約にそった案でないのにびっくりです。うちの子どもも不登校でしたが、それでもまだ、先生が訪問してくれたりしてたけど、そもそも先生がいそがしそう、担任がコロコロ変わる、相談したいときに話をきいてもらえない、コロナの時に、20人以下学級（半分づつの授業）を体験した子どもたちの声は先生ふやしてほしい、先生にもゆとりをもたせてあげてほしい！</p> <p>小中学校を統廃合せずに、近い学校をのこしてあげて下さい。子どもたちにとって最善の学校づくり、教育振興基本計画改訂をのぞみます。</p>	<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引き下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p> <p>教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例、規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>また、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>
195	<p>30人学級を目指して年次計画を</p> <p>すべての子どもたちが豊かに成長し、学力向上する行き届いた教育を進めるために、少人数学級が早急に求められています。いじめ問題の早期発見・解決、不登校対策においても少人数学級は重要です。当面小中学30人学級を早急に市独自で実施する年次達成目標を作ります。</p>	
196	<p>就学援助の拡充を</p> <p>「アンケート調査」でも明らかになった「子どもの貧困」が増大する中で、子どもの教育を保障するため学校無償化と就学援助制度の拡充が求められます。区役所での窓口設置など就学援助の内容・手続きの改善へ具体的な計画を策定します。</p>	<p>就学援助制度は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるために実施しております。</p> <p>就学援助の支給内容（費目）について、学用品費等は、学校における教育活動に必要となるものが対象であることから、保護者が学校に納めている学校徴収金相当額を支給しております。</p> <p>就学援助制度の手続きは、現在、申請者の利便性を図る等の観点から、児童生徒が通学する学校を窓口としております。</p> <p>今後も引き続き、申請者の利便性の向上に向け研究を行ってまいりますとともに、就学援助制度の適切な運用に努めてまいります。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
197	学校維持運営費は増額へ 教育活動に不可欠な学校の消耗品、教材費、光熱水費、鑑賞費、建物修繕費などに使われ、日常教育活動の「血液」と言われている学校維持運営費の増額をすすめます。保護者負担の軽減をはかります。	学校維持運営費につきましては、各学校の児童生徒数や学級数などを勘案して、学校の日常の教育活動や管理運営に必要な経常的経費を計上しております。 今後とも、必要な見直しは行いながら一定の教育水準を維持し児童生徒の教育活動に支障が生じないよう、必要な予算を措置してまいりたいと考えております。
198	教職員の大幅増員を計画的に 小学校での専科授業の充実、分かる授業の推進、不登校対策、いじめの早期発見と解決、子どもと触れ合う時間の確保、地域や外部との連携、教材研究の時間確保など、どれをとってもマンパワー、教職員の大幅増員をすすめます。当面現状の1.2倍に増員します。また、教員が教育活動に専念できるよう学校事務職員を大幅増員します。	教職員数の増加については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
199	学校選択制を中止を 学校選択制は、学校と子ども達を競争と選別にさらすものであり、非教育的なものであります。また、地域コミュニティの教育力の低下を招くものとなることから、中止します。 個別の教育事情には、指定外就学の制度により最善の利益が図られるように制度を整備します。	学校選択制の導入にあたっては、平成24年10月に策定した「就学制度の改善についての方針」をもとに、平成26年度より順次、各区長が保護者を中心とした区民の意見を十分踏まえ、区の実情に即した就学制度改革の方針案を策定しております。 令和3年度には、制度導入時に小学校へ入学した児童が中学校へ進学する時期に達したこと等から、一定の検証を行うこととし、外部有識者によるデータ分析の助言や学校長との意見交換を行い、令和5年3月に検証報告書をとりまとめたところです。 検証は、「制度の満足度」や「学校教育への関心」、「特色ある学校づくり」が進んだかといった9つの視点ごとにアンケート結果に基づきデータ分析を行い、保護者全体の約7割が「良い制度だと思う」との回答をいただきており、今後とも制度実施は必要と考えております。 また、検証から見えてきた課題として、学校規模のように学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題、事実と異なる風評やいわれなき忌避意識の問題、通学路の安全確保の課題などがありますが、そうした課題が固定化することのないよう、学校案内や各区のHPで積極的に正しい情報発信を行うなど、引き続き多方面から対策を講じてまいります。

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
200	<p>学童保育の充実を</p> <p>放課後の子ども達の安全安心と健やかな成長のために、放課後いきいき活動の充実とともに・学童保育の予算等の大幅増額により拡充をすすめる。さらに地域に、児童館（1小学校区に1館）、スポーツ施設、公園などの計画的な整備・充実を関係諸機関と連携してすすめます。</p>	<p>区や関係局等が協力し、運動やスポーツに親しむ機会の確保に努めています。いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
201	<p>職員会議の充実をすすめる</p> <p>学校教育発展のため、経験豊かな校長とともに全教職員の創意や英知を集約する場として職員会議は充実させる必要があります。教職経験のない民間人校長の公募は大きなトラブルが多くなじまない。</p>	<p>大阪市立学校管理規則において、職員会議は、次のとおり定められています。</p> <p>第7条の2 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。</p> <p>2 校長は、職員会議を招集し、主宰する。この場合において、所属職員(校長を除く。第9条を除き、以下同じ。)が議長となり、職員会議を主宰してはならない。</p> <p>3 職員会議においては、校長が必要と認める校務(園務を含む。第8条の14及び第8条の15において同じ。)に関する事項について、所属職員間の意思疎通、共通理解の促進、所属職員の意見交換等を行う。この場合において、所属職員による挙手、投票等の方法により、当該事項に関する決定を行ってはならない。</p> <p>4 校長の命を受けた准校長、副校長又は教頭(幼稚園においては主任。以下この項において「准校長等」という。)は、職員会議の進行を行うことができる。ただし、やむを得ない理由により准校長等が職員会議に出席できない場合は、准校長等以外の校長の命を受けた所属職員が職員会議の進行を行うことができる。</p> <p>5 職員会議の管理及び運営に関し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 規程その他の定めを設けること (2) 校長の権限を制約する申合せを行うこと <p>校長公募につきましては、民間企業等で培われた柔軟な発想力、企画力を活かした学校運営により、学校組織が活性化されることを期待して実施しており、学校に多様な価値観を取り入れ、新しい風を吹き込むという観点からも外部人材を登用していくことは重要であると考えております。</p> <p>今後においても、外部人材の校長が十分に力を発揮することができるよう支援するなど、教育委員会として責任を持って制度運用し、様々な課題に対応できる組織マネジメント体制を確立してまいりたいと考えております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
202	<p>教職員の協力協同をはかる体制に作り変える 主体的で対話的で深い学びをすすめるためにも各学校園で教職員の創意工夫、自主的主体的な活動と協力協同の教育力を伸ばすための体制づくりをすすめます。子どもと触れ合う時間の確保、教材研究の時間確保、学校行事など教育活動など教育指導における協力協同をすすめる体制づくりは、課題を解決するためにも重要です。 教職員を分断し孤立化させる「人事評価システム」や「授業評価アンケート」などは廃止します。</p>	<p>人事評価制度につきましては、地方公務員法第23条の2第1項において「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない」と定められているとともに、大阪市職員基本条例第17条において、「人事評価は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的として行う。」「人事評価の結果は、任用及び給与に適正に反映しなければならない。」「昇給及び勤勉手当については、人事評価の結果を明確に反映しなければならない。」と定められています。人事評価結果を活用しつつ給与反映方法等を工夫することが、頑張った職員に報いることであり、そのことが職員のやりがいや、ひいては市民サービスの向上につながるものと考えております。</p> <p>また、授業アンケートは、授業が子どもたちにとって「魅力的な授業」「わかる授業」になっていたかどうかを評価するための貴重なツールであると考えております。教員自身による評価や授業改善の取組みが教員の思い込みによるものとならないよう、子どもたちが授業をどのように感じたのか等を把握することで、授業が魅力的なものであったかどうかを客観的にとらえることができるようになります。</p> <p>今後とも関係法令等の趣旨にのっとり、適切な運用に努めてまいります。</p>
203	<p>民意を反映した教育委員会に 市民や保護者、子どもの多様な願いを反映した民主的で開かれた教育行政を進めるために、教育委員の準公選制を導入します。当面広く意見を反映するため教育委員を10名とします。</p>	<p>本市では、大阪市教育委員会委員の定数に関する条例において、定数を5名としており、幅広い見識を有する方からご意見をいただく観点から、学識経験者、弁護士、経済界、保護者などから選任し、大阪市議会の同意を得て、任命しております。いただいた内容につきましては、ご意見として承ります。</p>
204	<p>民意を集約する場を 幅広い意見を集約し、英知を集めるために、現場教職員・保護者を含む教育関係者、市民、子どもによる30名規模の（仮称）「市民教育会議」を設置し、教育行政に反映します。</p>	<p>本市の教育行政は、「ニア・イズ・ベター」に基づき、地域に身近な区役所が、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の校長等の連絡調整・意見交換を行い、教育行政に反映するといった分権型教育行政を進めております。</p> <p>また、本市の教育行政について、広く一般の教職員からも直接提案を受け、教育長・教育委員に伝え、施策に反映しております。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
205	<p>先日、文部科学省から不登校が12年連続で増え、24年度には35万3970人と発表がありました。いじめ、暴力行為も増え、自殺する小・中・高校生も増えているとの事。こんなに子どもたちが苦しんでいるのです。</p> <p>タブレットで教育、対話するのではなく、一人ひとりの子どもたちをていねいに大切にする教育を進めて下さい。</p> <p>それには、</p> <p>① 一日中子どもにかかる先生を大幅に増やすこと。（短時間勤務、非常勤講師ではなく）</p> <p>② 1学級の児童、生徒の人数を減らし少人数学級を実現すること</p> <p>③ テスト、テストづけの教育、そして序列をつける教育はやめること</p> <p>④ 学校統廃合して地域の学校をなくすのはやめること</p>	<p>① 教員数の増加については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>② 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>③ 各テスト及び調査につきましては、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、児童生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応してまいります。</p> <p>④ 教育委員会では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくためには、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、中学校の配置の適正化についても令和7年4月に条例・規則等を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討については、ニア・イズ・ベターの考え方のもとに、区担当教育次長（区長）のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者、地域の皆さんからご意見を聴くこととしており、教育委員会といたしましては、今後とも区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>
206	<p>「定額勧かせ放題」、「教員評価」、「学力向上」の名による教育への政治介入で、教育から「自由」が奪われ続け、大阪市は採用試験受験者から避けられています。「深刻化する教員のなり手不足」を教育の専門性を持たない人材で埋め合わせようとしています。規制緩和をすれば（「特区」を作れば）どうなるのか、特区民泊を見れば分かります。</p>	<p>教員のなり手不足につきましては、教育委員会としても大きな課題として認識しています。教員一人一人の働きがいを高めるための取組を進め、教職の魅力を向上させる総合的な取組を推進していきます。</p>

通し番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
207	<p>私は大阪市に子どもを通わせる保護者として、教育振興基本計画に「週休3日制の導入」を検討してほしいと考えています。現在、教職員の長時間労働や心の健康の問題が大きく取り上げられています。週休3日制にすることで、教員の勤務時間を減らし、心の病で休む職員も減ると考えます。働き方改革を本気で進めるためには、勤務時間を減らすという根本的な対策が必要です。一方で、子どもの授業時間が減ることで「学力低下」を心配する声もあるかもしれません。しかし、新聞報道などで指摘されているように、日本の子どもたちの授業時間はすでに多く、詰め込み型の学びになっています。社会に出てから義務教育で学んだすべてを使うわけではありません。むしろ、余裕のある時間の中で、自分の興味や得意を見つける経験のほうが大切です。また、週休3日制により子どももや教職員に心のゆとりが生まれることで、不登校の子どももが減ることも期待できます。現在、多くの子どもが心の疲れや人間関係のストレスから学校に行けなくなっています。週にもう一日、家庭や地域で過ごす時間が増えることで、気持ちを整える余裕ができ、再び学校に向かう意欲を取り戻せるのではないかでしょうか。週休3日制は、教職員の働き方改革だけでなく、子どもの心の健康を守り、家庭や地域での学び・体験活動を充実させる契機にもなります。税収が伸び悩む中で、給料水準を維持したまま制度を見直すことで、条例改正などの大きな負担も避けられます。働くことだけが人生ではないという社会の価値観の変化を踏まえ、大阪市がその先駆けとして、大胆に「週休3日制の教育」を検討していただきたいです。</p>	<p>働き方改革については、令和元年度に「学校園における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という。）を、令和5年度に第2期プランを策定し、スクールサポートスタッフなど専門スタッフの配置や、欠席連絡等アプリの導入による業務負担の軽減など、様々な取組を進めてきたところです。その結果、教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間は、令和6年度実績において、幼稚園20時間28分、小学校23時間34分、中学校37時間31分となっていることから、令和11年度末の目標において、幼稚園及び小学校は月20時間以下、中学校は月30時間以下としています。</p> <p>「週休3日制の導入」につきましては、現在のところ検討の予定はございませんが、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
208	<p>教育振興基本計画は教育条件整備の計画に 憲法教育基本法に基づく教育行政本来の任務は、人格の完成を目指して子どもの成長を促す教育目標・教育内容を各学校園で達成するために、教育条件・環境整備をはかることです。教育振興計画は、教育条件・環境整備についての目標・施策を中心に明示するものであるべきです。 従って教育振興基本計画には基本的に政治の教育への介入につながるような教育目標・内容については、記述しないものとし省きます。政治が教育に介入した戦前の軍国主義の苦い教訓を踏まえるべきです。</p>	<p>本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が定めるものとされている、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けており、範囲としましては、就学前教育、小学校及び中学校における義務教育と生涯学習に関する教育施策としております。</p>
209	<p>大阪市の教育環境が良くなっているとは思いません。学力は低下の一途、不登校児童生徒も増え続け、教員は疲弊していると感じます。「大阪市教育振興基本計画改訂（素案）」は上から教育に介入し、今以上に現場の声を反映しないシステムであり、賛成しかねます。万博で利益が出たというのなら、教育へ投資し、教員の増員や学校つぶしではなく少人数学級の実施による学力の底上げを図るべきです。学校つぶしは、災害時の避難場所に指定されている学校を無くすことであり、地域住民の避難場所を奪う暴挙です。災害時の避難場所としての機能を果たすべく、体育館などへのエアコン設置、便所の洋式化などを実施すべきです。</p>	<p>本計画は、「安心・安全な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」、「学びを支える教育環境の充実」の3つを「最重要目標」として定め、これら3つの目標のための取り組みを相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざすものです。いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
210	<p>全市的な教育目標・内容については関係者・市民の合意で 全市的な教育目標・内容、不登校いじめなどの課題解決の方策については、現場校長、教職員・保護者・教育関係者・市民による30名規模の「（仮称）市民教育会議」などを開催し、幅広い英知を集めて意見集約をすすめます。教育委員会が各校園に示す場合には「提言」として、各学校で教育目標・内容策定の参考に資するように提供するものとします。 各学校園では、子どもや地域の実情に合わせて「提言」も参考にしながら教育目標・内容を策定し、主体的に実践に取り組みます。教育行政は条件整備等の支援を積極的に行うものとします。 昨今のように各学校園の維持運営費などの予算が減る一方で、通知や報告することが増えていくのでは、現場は疲弊するばかりです。</p>	<p>本市では、市長と教育委員会が相互の連携を緊密にしながら、地域の実情に応じた教育行政を推進するため、大阪市総合教育会議を開催し、本市の教育にかかる大きな方向性や、重点的に講ずべき施策等についての協議を行っております。なお、本会議には、必要に応じて教職員にも参加いただくことで、現場からのご意見も伺いながら、協議を進めております。</p> <p>また、各学校園は、本計画を踏まえたうえで「運営に関する計画」を策定し、校園長のリーダーシップとマネジメントにより主体性を発揮するとともに、各学校園・各地域の実情に応じて創意工夫をこらした取組を設定し、特色ある学校づくりを進めていただいているところです。</p>